

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成29年2月



S-cubism

株式会社エスキュービズム

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式106,250千円（見込額）の募集及び株式312,500千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式65,625千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成29年2月16日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社エスキュービズム

東京都港区芝公園二丁目4番1号

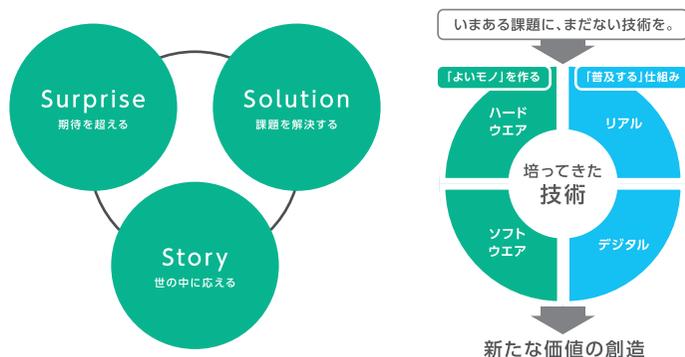
本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1 経営ビジョン

当社グループは、「世の中のより多くの人に新たな価値と出会ってほしい」という想いを実現するため、「よいモノを普及させる仕組みを創ることで、自らの手で世の中を変えていく」を経営ビジョンに掲げております。

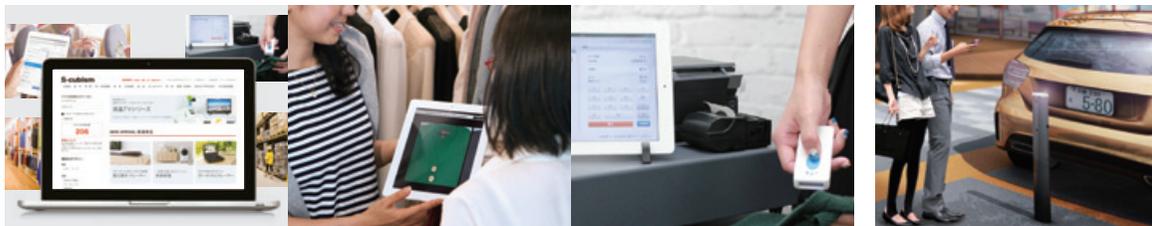
当社グループが定義する「よいモノ」、すなわち、「Surprise（期待を超える）」「Solution（課題を解決する）」「Story（世の中に応える）」という3つの価値を内包するソリューションを、当社グループが有する「メーカー」「流通」「商社」「システムベンダー」という様々な機能や流通網を活かし、あらゆる産業において提供することで「世の中がより幸せになるための仕組みの実現」を目指します。

当社グループは、世の中をもっとよくするために課題となっていることが何かを見極め、当社グループが持つ「ハードウェア」「ソフトウェア」「リアル」「デジタル」の様々なチャンネルと発想、技術で新たな答えを導きます。そうして世の中の発展に応じていく、という想いを込めて「いまある課題に、まだない技術を。」を事業方針としています。



2 事業の内容

▶ ITソリューション事業



オムニチャンネルプラットフォーム領域

IoTインテグレーション領域

▶ 流通ソリューション事業



家電領域

中古車領域

(1) ITソリューション事業

※を付している用語は、第二部【企業情報】第1【企業の概況】3【事業の内容】の【用語解説】をご参照ください。

ITソリューション事業は、オムニチャネル（※1）プラットフォーム領域、IoT（※2）インテグレーション領域で構成されております。

① オムニチャネルプラットフォーム領域

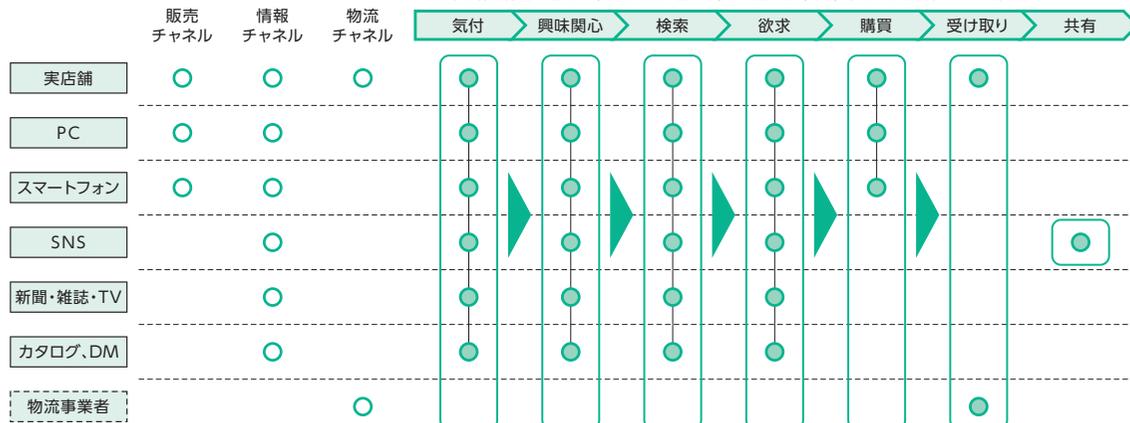
当社は、ECサイト（デジタル）と実店舗（リアル）の消費行動プロセスを融合させ、統合管理できるオムニチャネルプラットフォームを構築し、大規模小売業者を中心とするお客様に提供しています。

今や多くのBtoC企業は、デジタル消費者（様々なデバイスを駆使し、SNSやスマートフォンアプリ等を多用することで圧倒的な情報力を身につけた消費者）に対し、適切かつ迅速に情報を提供し、ストレスなく簡単、便利な消費行動を促すようなユーザビリティに優れたプラットフォームを提供することが必要不可欠となっています。販売チャネルと消費者のレスポンスを俯瞰し、消費者の購買動向や個別具体的なニーズに応じた戦略に基づいたマーケティング、プロモーションを行い、ECサイトと実店舗を統合したシームレスな購買行動を促し、かつ管理することができるプラットフォームです。

デジタル消費者に対応したプラットフォームを提供することは、購買動向分析や顧客属性分析、利便性向上による購買率上昇、適切な価格設定による売上増加を実現するだけでなく、適切な在庫管理や人員管理によるコスト削減効果も大きくなります。

オムニチャネルの概念図

一般的な消費行動プロセス（意思決定プロセス）をAIDMA（※3）等をもとに以下のように仮定



(出典：経済産業省「平成27年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」)

オムニチャネルプラットフォームの概念図



当社は、お客様の具体的なニーズや期待にそのまま応えるマーケットインの手法によりこれまで培ってきた、ECサイト並びに実店舗運営に係わる多種多様なソリューションを網羅したパッケージシステム「Orange Omni」をベースに、さらにお客様のきめ細かい個別ニーズに対応し、インテグレーション（※4）を行ったうえでプラットフォームを提供しています。ECサイトと、実店舗のタブレット型POSシステムを同一のデータベースにおいて一気通貫で統合管理できる点が最大の強みです。

「Orange Omni」は、顧客管理、商品管理、受注管理、在庫管理、売上集計、コンテンツ管理、デザイン管理、ポイント設定、広告・セールスプロモーション、レコメンド、メルマガ、SNS・ブログ連携等に対応し多種多様なパッケージシステムやアプリケーションを取り揃えており、単店舗型ECサイトはもちろん、複数店舗が参加するショッピングモールや、複数ブランドによるショップ展開のような自社ショッピングモールを構築し、統合管理することも可能です。実店舗向けソリューションも、タブレットを利用したPOSレジ、注文受付、予約管理、在庫管理、配送管理、電話対応サポート、免税処理等、店舗運営に必要な機能が網羅されており、複数店舗を統合管理することが可能です。

そしてこれら複数のECサイト・ショッピングモールや実店舗のあらゆる情報を同一データベース上で一括管理する「オムニチャンネルプラットフォーム」を提供しています。

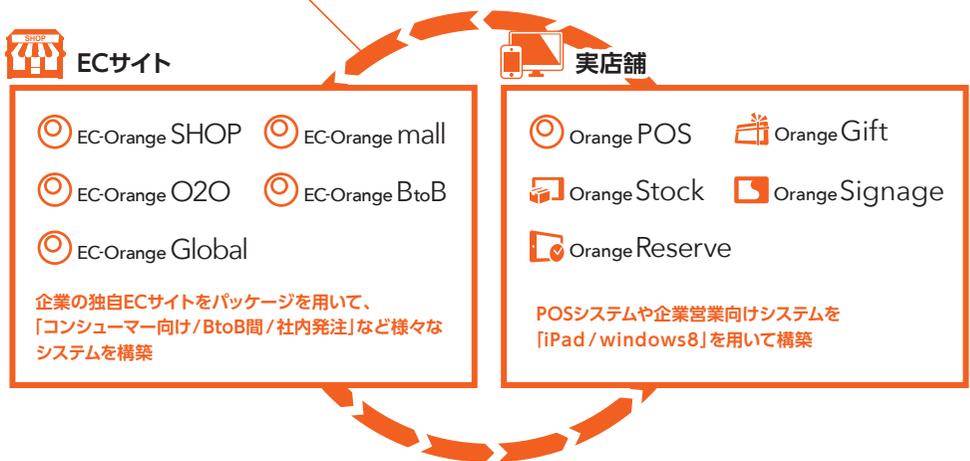
オムニチャンネルプラットフォームはパッケージシステムをベースとしているため、短納期と高いコストパフォーマンスを実現でき、一方で多様なパッケージシステムラインナップ並びにお客様の個別ニーズに対応したインテグレーションにより、フルスクラッチ（※5）と同様の柔軟性も兼ね備えている点が特徴です。

また、お客様にソースコード（※6）を開示しているため、お客様のベンダーロックイン（※7）を排除できる点も、ソースコード非開示が主流のECサイト構築業界における当社の競争力の一因となっています。

Orange omni

オムニチャンネルプラットフォーム

ECサイト（デジタル）と実店舗（リアル）を連動した仕組みを構築



② IoTインテグレーション領域

当社は、ITソリューション事業の新たな成長分野として、ソフトウェアとハードウェアの技術を併せ持つという当社の特徴を最大限に発揮できる、IoTインテグレーション領域の事業展開に取り組んでおり、IoTを活用してお客様の課題を解決することを目指しています。

こうした取り組みの一環として、平成26年10月、スマートフォンアプリを鍵にし、受取人が不在でも荷物を保管できる「スマート宅配BOX」の販売を開始し、平成27年11月にカメラ付きセンサーポールを活用した駐車場ソリューション「eCoPA (エコパ)」をリリースしました。



スマート宅配BOX



eCoPA (エコパ)

(2) 流通ソリューション事業

当社グループの収益基盤事業はITソリューション事業ではありますが、経営ビジョンである「よいモノを普及させる仕組みを創ることで、自らの手で世の中を変えていく」を実現するために、ソフトウェア・ハードウェアにおける技術力の向上及びリアルな流通経路を確保すべく、流通ソリューション事業を手掛けております。中長期的な成長を見据えたうえで、量販店、ホームセンター、百貨店、アパレル、飲食店、中小企業、一般個人等、様々な販路を通じた全方位アプローチにより、「よいモノを普及させる仕組み」を実現しています。

当社グループは、ハードウェアの企画・開発・製造・販売を行う「メーカー機能」と、国内外事業者から商品を仕入れて販売する「商社機能」の2つの機能を有しており、顧客ニーズに応じた多種多様な商品を取り扱っております。

消費者の購買行動の本質である「よりよいモノをよりやすく (more value, less cost)」を商品開発、仕入、販売の起点とし、メーカー、卸売業者、小売業者、商社、消費者などすべての関係者に付加価値をもたらす存在となることを目指し、ハードウェアの側面からもIoT領域を広げていく予定です。

流通ソリューション事業は、主に家電領域、中古車領域で構成されております。

① 家電領域

当社グループは、既存の業種の枠組みを超え、製造、卸売、小売の3つの機能を垂直統合することにより、様々な利害関係者の視座を併せ持つことができ、結果として消費者に価値あるものを提供できる、そしてそれが今後の当社グループ全体の競争力や成長力に繋がっていくとの思いから、平成26年1月より、モノの「製造」に進出しました。

家電領域では、主に大手量販店やホームセンター等の小売事業者に対し、自社ブランド家電製品の卸売販売を行っています。自社で生産設備を持たないファブレス形態のため、設備投資や人員を抑えつつ、必要な数量のみを発注し在庫リスクを抑制することで、当社は製品の企画、マーケティング、販売に特化できる点が特徴です。



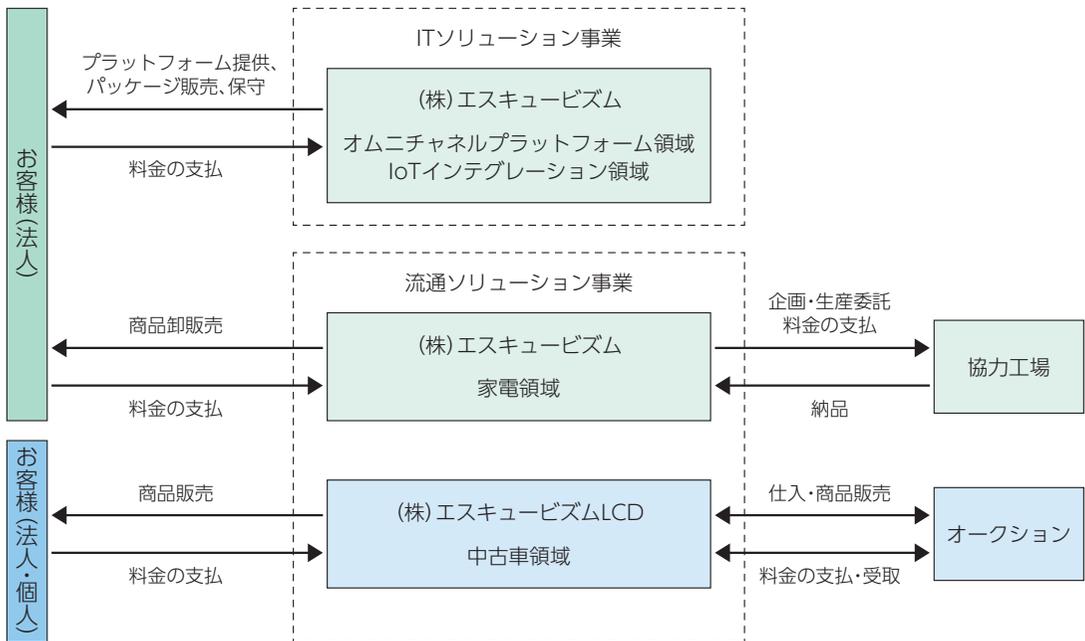
② 中古車領域

あらゆる商品でECによる購買比率が高まっている中で、中古車業界では、現在も多くの営業人員による対面販売が主流であり、ECによる購買比率が高まっていませんでした。当社グループはITを活用することで中古車販売においてもEC化率を高めることができるのではないかと、それにより対面販売中心のビジネスモデルを変革し、消費者に「よりよいモノをよりやすく」提供できるのではないかとこの思いから、平成26年1月に(株)エスクービズムLCDを設立し、中古車領域に進出しました。



[事業系統図]

当社グループの事業の系統図は、以下のとおりであります。



3 業績等の推移

▶ 主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

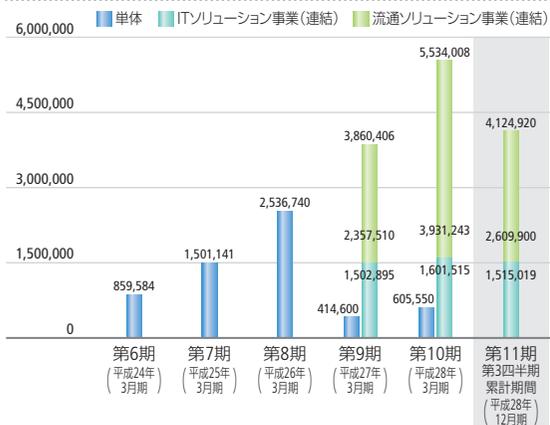
回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期 第3四半期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成28年12月
(1) 連結経営指標等						
売上高				3,860,406	5,534,008	4,124,920
経常利益				55,593	64,529	108,809
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益				7,984	12,007	134,495
包括利益又は四半期包括利益				10,188	9,838	134,495
純資産額				81,159	115,998	250,494
総資産額				1,593,974	2,179,064	2,402,013
1株当たり純資産額 (円)				40.93	57.35	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)				4.06	5.97	66.49
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)				—	—	—
自己資本比率 (%)				5.1	5.3	10.4
自己資本利益率 (%)				10.4	12.2	—
株価収益率 (倍)				—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー				15,449	△579,821	—
投資活動によるキャッシュ・フロー				△121,486	△142,210	—
財務活動によるキャッシュ・フロー				464,263	526,261	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高				681,036	484,488	—
従業員数 (人)				96	149	—
(外、平均臨時雇用者数)				(30)	(37)	(—)
(2) 提出会社の経営指標等						
売上高	859,584	1,501,141	2,536,740	414,600	605,550	
経常利益	70,717	15,141	69,189	44,936	65,066	
当期純利益又は当期純損失(△)	48,228	4,385	△43,132	33,535	50,108	
資本金	70,000	70,000	80,250	84,875	97,375	
発行済株式総数 (株)	47,800	47,800	49,200	49,570	2,022,800	
純資産額	123,967	93,452	70,319	113,104	188,213	
総資産額	762,125	1,042,030	1,044,621	1,116,025	1,698,112	
1株当たり純資産額 (円)	2,582.99	1,944.60	1,429.26	57.04	93.05	
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	1,019.62	91.74	△901.85	17.04	24.92	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	
自己資本比率 (%)	16.2	8.9	6.7	10.1	11.1	
自己資本利益率 (%)	48.5	4.1	△52.8	36.6	33.3	
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	
従業員数 (人)	54	53	63	25	38	
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(—)	(1)	(3)	

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 4. 第9期及び第10期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、第9期及び第10期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、第11期第3四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査及び四半期レビューを受けております。なお、第6期、第7期及び第8期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく新日本有限責任監査法人による監査を受けておりません。
 5. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。第9期より従業員数が大幅に減少したのは、持株会社体制への移行に伴い、平成26年4月1日をもって、事業に従事する従業員をグループ会社に出向させたためであります。
 6. 従業員数の() 書きは臨時従業員数であり、年間の平均人員を外書きにしております。
 7. 平成27年11月4日開催の取締役会決議により、平成27年11月30日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算出してしております。
 8. 第11期第3四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第11期第3四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第11期第3四半期連結会計期間末の数値を記載しております。
 9. 当社は、平成27年11月30日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第6期、第7期及び第8期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
1株当たり純資産額 (円)	64.57	48.61	35.73	57.04	93.05
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	25.49	2.29	△22.55	17.04	24.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

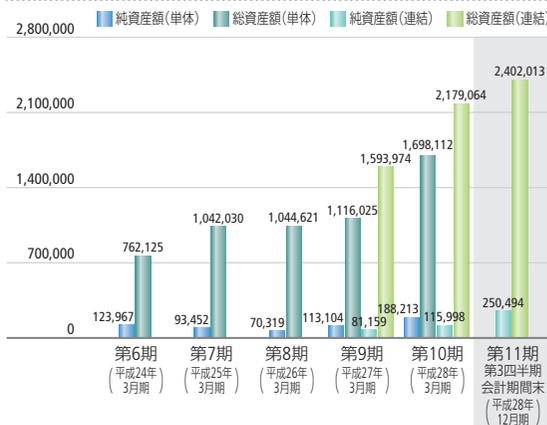
▶ 売上高

(単位：千円)



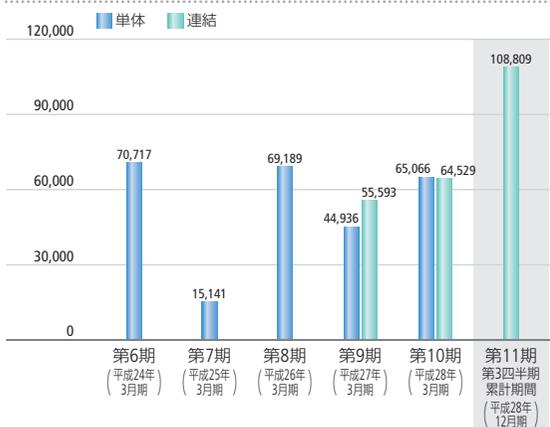
▶ 純資産額／総資産額

(単位：千円)



▶ 経常利益

(単位：千円)



▶ 1株当たり純資産額

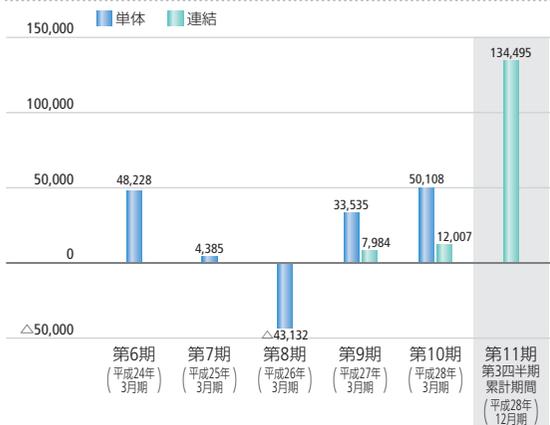
(単位：円)



(注) 当社は、平成27年11月30日付で株式1株につき40株の株式分割を行っております。上記では、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

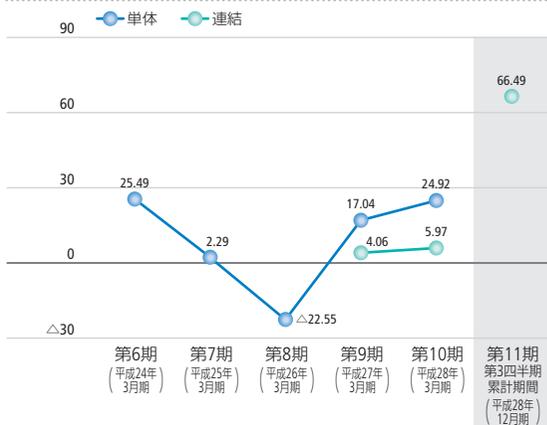
▶ 親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益及び当期純利益又は当期純損失(△)

(単位：千円)



▶ 1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)

(単位：円)



(注) 当社は、平成27年11月30日付で株式1株につき40株の株式分割を行っております。上記では、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	15
3. 事業の内容	17
4. 関係会社の状況	23
5. 従業員の状況	24
第2 事業の状況	25
1. 業績等の概要	25
2. 生産、受注及び販売の状況	27
3. 対処すべき課題	28
4. 事業等のリスク	30
5. 経営上の重要な契約等	34
6. 研究開発活動	34
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	35
第3 設備の状況	38
1. 設備投資等の概要	38
2. 主要な設備の状況	38
3. 設備の新設、除却等の計画	39
第4 提出会社の状況	40
1. 株式等の状況	40
2. 自己株式の取得等の状況	51
3. 配当政策	51
4. 株価の推移	51
5. 役員の状況	52
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	53

第5	経理の状況	58
1.	連結財務諸表等	59
(1)	連結財務諸表	59
(2)	その他	103
2.	財務諸表等	104
(1)	財務諸表	104
(2)	主な資産及び負債の内容	115
(3)	その他	115
第6	提出会社の株式事務の概要	116
第7	提出会社の参考情報	117
1.	提出会社の親会社等の情報	117
2.	その他の参考情報	117
第四部	株式公開情報	118
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	118
第2	第三者割当等の概況	121
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	121
2.	取得者の概況	123
3.	取得者の株式等の移動状況	123
第3	株主の状況	124
	[監査報告書]	125

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年2月16日
【会社名】	株式会社エスキュービズム (旧会社名 株式会社エスキュービズム・ホールディングス)
【英訳名】	S-cubism Inc. (旧英訳名 S-cubism Holdings Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藪崎 敬祐
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03-6432-0850
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 中島 数晃
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03-6432-0850
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 中島 数晃
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 106,250,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 312,500,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 65,625,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	100,000（注）2.	単元株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- （注）
- 平成29年2月16日開催の取締役会決議によっております。
 - 発行数については、平成29年3月1日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 - 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行株式数のうち、15,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
 - 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 - 上記とは別に、平成29年2月16日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式52,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成29年3月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成29年3月1日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	100,000	106,250,000	57,500,000
計（総発行株式）	100,000	106,250,000	57,500,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年2月16日開催の取締役会決議に基づき、平成29年3月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,250円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は125,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成29年3月13日(月) 至 平成29年3月16日(木)	未定 (注) 4.	平成29年3月21日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成29年3月1日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年3月10日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年3月1日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年3月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成29年2月16日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年3月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成29年3月22日(水) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成29年3月3日から平成29年3月9日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店	東京都渋谷区宇田川町23番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成29年3月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
計	—	100,000	—

(注) 1. 平成29年3月1日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年3月10日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

4. マネックス証券株式会社の住所は、平成29年2月20日より、「東京都港区赤坂一丁目12番32号」に変更される予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
115,000,000	10,000,000	105,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格 (1,250円) を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額105,000千円については、「1 新規発行株式」の(注) 5. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限60,375千円と合わせた、手取概算額合計上限165,375千円について、①人材採用費、②情報システム投資に充当し、残額を広告宣伝費に充当する予定であります。

具体的には以下の投資に充当する予定であります。

①人材採用費

当社は今後の注力分野としてITソリューション事業におけるIoTインテグレーション領域を掲げており、エンジニアを中心に当該分野の人材採用を強化していく方針であり、採用に係る人材紹介料、採用広告料等の採用費として平成30年3月期に60,000千円を充当する予定です。

②情報システム投資

業務効率化及び内部統制体制の強化を図るために、稟議、顧客情報、各種帳票、売上仕入情報、与信情報等を統合管理するERPシステムの導入費用として、平成30年3月期に30,000千円を充当する予定です。

③広告宣伝費

自社ブランドの確立、認知度の向上のための広告宣伝費として、平成30年3月期に75,375千円を充当する予定です。

なお、上記調達資金については、各々の具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 情報システム投資の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成29年3月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	250,000	312,500,000	東京都中央区築地一丁目13番1号 電通デジタル投資事業有限責任組合 180,000株 東京都港区赤坂一丁目11番28号 MICイノベーション3号投資事業有限責任組合 70,000株
計(総売出株式)	—	250,000	312,500,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,250円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成29年 3月13日(月) 至 平成29年 3月16日(木)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店並 びに全国各支店 及び営業所	東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成29年3月10日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)

7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	52,500	65,625,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 52,500株
計(総売出株式)	—	52,500	65,625,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年2月16日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式52,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,250円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成29年 3月13日(月) 至 平成29年 3月16日(木)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株 式会社の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である藪崎敬祐（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年2月16日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式52,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 52,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成29年3月29日(水)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成29年3月1日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成29年3月10日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成29年3月22日から平成29年3月24日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である電通デジタル投資事業有限責任組合、MICイノベーション3号投資事業有限責任組合並びに当社株主である藪崎敬祐、株式会社EPARK、武下真典、真田幹己、角田好志は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の平成29年6月19日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年2月16日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第9期	第10期
決算年月		平成27年3月	平成28年3月
売上高	(千円)	3,860,406	5,534,008
経常利益	(千円)	55,593	64,529
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	7,984	12,007
包括利益	(千円)	10,188	9,838
純資産額	(千円)	81,159	115,998
総資産額	(千円)	1,593,974	2,179,064
1株当たり純資産額	(円)	40.93	57.35
1株当たり当期純利益金額	(円)	4.06	5.97
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	5.1	5.3
自己資本利益率	(%)	10.4	12.2
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	15,449	△579,821
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△121,486	△142,210
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	464,263	526,261
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	681,036	484,488
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	96 (30)	149 (37)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 第9期及び第10期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

5. 従業員数の()書きは臨時従業員数であり、年間の平均人員を外書きにしております。

6. 平成27年11月4日開催の取締役会決議により、平成27年11月30日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (千円)	859,584	1,501,141	2,536,740	414,600	605,550
経常利益 (千円)	70,717	15,141	69,189	44,936	65,066
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	48,228	4,385	△43,132	33,535	50,108
資本金 (千円)	70,000	70,000	80,250	84,875	97,375
発行済株式総数 (株)	47,800	47,800	49,200	49,570	2,022,800
純資産額 (千円)	123,967	93,452	70,319	113,104	188,213
総資産額 (千円)	762,125	1,042,030	1,044,621	1,116,025	1,698,112
1株当たり純資産額 (円)	2,582.99	1,944.60	1,429.26	57.04	93.05
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	1,019.62	91.74	△901.85	17.04	24.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	16.2	8.9	6.7	10.1	11.1
自己資本利益率 (%)	48.5	4.1	△52.8	36.6	33.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	54	53	63	25	38
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(—)	(1)	(3)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 第9期及び第10期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第6期、第7期及び第8期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく新日本有限責任監査法人による監査を受けておりません。

5. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。第9期より従業員数が大幅に減少したのは、持株会社体制への移行に伴い、平成26年4月1日をもって、事業に従事する従業員をグループ会社に出向させたためであります。

6. 従業員数の()書きは臨時従業員数であり、年間の平均人員を外書きにしております。

7. 平成27年11月4日開催の取締役会決議により、平成27年11月30日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算出しております。

8. 当社は、平成27年11月30日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第6期、第7期及び第8期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
1株当たり純資産額 (円)	64.57	48.61	35.73	57.04	93.05
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	25.49	2.29	△22.55	17.04	24.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

平成18年5月	Aコマース㈱を東京都品川区南大井に設立 IT及びインターネット関連事業を開始
平成18年10月	本社を東京都千代田区外神田に移転
平成19年3月	本社を東京都文京区根津に移転
平成19年4月	商号を㈱エスキュービズムに変更 ECサイト構築パッケージシステム「EC-Orange」を開発し販売開始
平成20年3月	ビジネスマッチングサイト「BB Planet（現 会社なび）」を構築しサービス提供開始
平成21年2月	ECサイト構築パッケージシステム「EC-Orange」にショッピングモール機能を追加
平成21年6月	本社を東京都千代田区外神田に移転
平成23年1月	本社を東京都港区芝公園に移転 プライバシーマークを取得
平成23年6月	小売業者・EC事業者向けにECと実店舗を融合させたECサイト連動タブレット型POSシステム「EC-Orange POS」提供開始
平成24年2月	CMS（※）パッケージシステム「あかもん」を開発し販売開始
平成25年7月	タブレット端末を用いた注文入力システムに関する特許を取得
平成26年1月	㈱エスキュービズム・エレクトリック、㈱エスキュービズムLCDを設立し、家電事業と中古車販売事業に進出
平成26年4月	㈱エスキュービズムが持株会社制に移行し、商号を㈱エスキュービズム・ホールディングスに変更、㈱エスキュービズム・テクノロジーにECサイト構築パッケージシステム「EC-Orange」等ITソリューション事業を、㈱エスキュービズム・ビジネスマッチングに会社なび等ビジネスマッチング事業を、それぞれ新設分割子会社の形式で譲渡。 実店舗とECサイトを連携し相互送客を促進するトータルソリューションパッケージシステム「Orange Omni」提供開始
平成26年10月	㈱エスキュービズム・ビジネスマッチングを㈱エスキュービズム・マーケティングに商号変更 ㈱ICE CAP JAPANを設立し、飲食業支援事業に進出 スマートフォンを鍵にし開錠できる「スマート宅配BOX」をリリース
平成26年12月	㈱エスキュービズム通商を設立
平成27年2月	㈱エスキュービズム・マーケティングを㈱ネクストマーケティングに商号変更
平成27年3月	㈱エスキュービズム通商を存続会社、㈱エスキュービズム・エレクトリックを消滅会社とする吸収合併を実施、流通ソリューション事業を一部統合
平成27年11月	スマートフォンで駐車場の空き状況確認、予約、決済が可能な「eCoPA（エコパ）」をリリース
平成28年1月	㈱ICE CAP JAPANを㈱エスキュービズム・フードサービスシナジーに商号変更し、飲食業支援事業を拡大
平成28年2月	㈱エスキュービズム上越農園を㈱エスキュービズム・ライフラボに商号変更し、飲食業支援事業を強化
平成28年6月	㈱エスキュービズム通商が㈱ネクストマーケティングを吸収合併
平成28年10月	㈱エスキュービズム・ホールディングスを存続会社、㈱エスキュービズム・テクノロジー、㈱エスキュービズム通商及び㈱エスキュービズム・ライフラボを消滅会社とする吸収合併を実施、㈱エスキュービズムに商号変更

（※）CMSとは、コンテンツ・マネジメント・システムの略で、Webサイトを管理・更新できるシステムのこと。

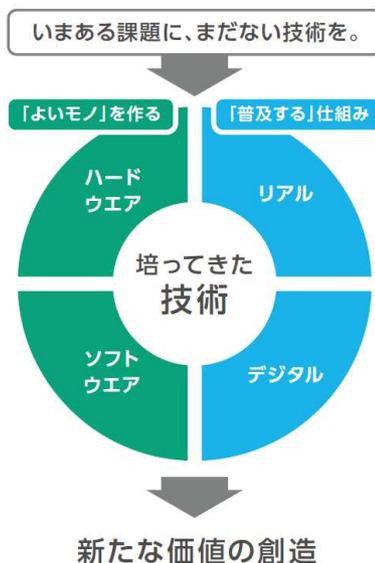
3 【事業の内容】

当社グループは、「世の中のより多くの人に新たな価値と出会ってほしい」という想いを実現するため、「よいモノを普及させる仕組みを創ることで、自らの手で世の中を変えていく」を経営ビジョンに掲げております。

当社グループが定義する「よいモノ」、すなわち、「Surprise（期待を超える）」「Solution（課題を解決する）」「Story（世の中に応える）」という3つの価値を内包するソリューションを、当社グループが有する「メーカー」「流通」「商社」「システムベンダー」という様々な機能や流通網を活かし、あらゆる産業において提供することで「世の中がより幸せになるための仕組みの実現」を目指します。



当社グループは、世の中をもっとよくするために課題となっていることが何かを見極め、当社グループが持つ「ハードウェア」「ソフトウェア」「リアル」「デジタル」の様々なチャネルと発想、技術で新たな答えを導きます。そうして世の中の発展に応じていく、という想いを込めて「いまある課題に、まだない技術を。」を事業方針としています。



当社グループは、当社と国内連結子会社2社で構成されており、事業の種類別に「ITソリューション事業」「流通ソリューション事業」を報告セグメントとしております。

(1) ITソリューション事業

ITソリューション事業は、オムニチャネル（※1）プラットフォーム領域、IoT（※2）インテグレーション領域で構成されております。

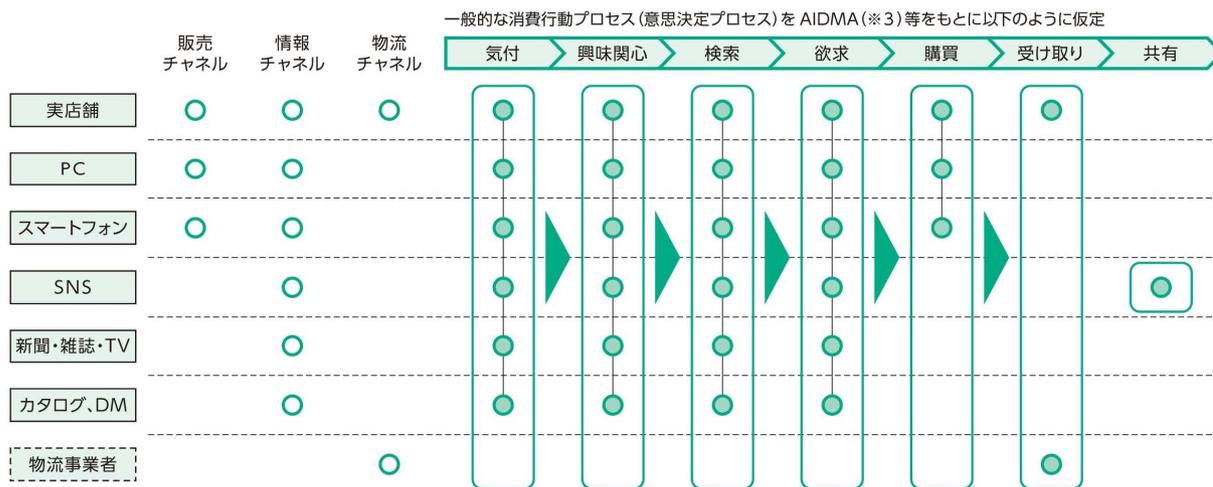
①オムニチャネルプラットフォーム領域

当社は、ECサイト（デジタル）と実店舗（リアル）の消費行動プロセスを融合させ、統合管理できるオムニチャネルプラットフォームを構築し、大規模小売業者を中心とするお客様に提供しています。

今や多くのBtoC企業は、デジタル消費者（様々なデバイスを駆使し、SNSやスマートフォンアプリ等を多用することで圧倒的な情報力を身につけた消費者）に対し、適切かつ迅速に情報を提供し、ストレスなく簡単、便利な消費行動を促すようなユーザビリティに優れたプラットフォームを提供することが必要不可欠となっています。販売チャネルと消費者のレスポンスを俯瞰し、消費者の購買動向や個別具体的なニーズに応じた戦略に基づいたマーケティング、プロモーションを行い、ECサイトと実店舗を統合したシームレスな購買行動を促し、かつ管理することができるプラットフォームです。

デジタル消費者に対応したプラットフォームを提供することは、購買動向分析や顧客属性分析、利便性向上による購買率上昇、適切な価格設定による売上増加を実現するだけでなく、適切な在庫管理や人員管理によるコスト削減効果も大きくなります。

(オムニチャネルの概念図)



(出典：経済産業省「平成27年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」)

当社は、お客様の具体的なニーズや期待にそのまま応えるマーケットインの手法によりこれまで培ってきた、ECサイト並びに実店舗運営に係わる多種多様なソリューションを網羅したパッケージシステム「Orange Omni」をベースに、さらにお客様のきめ細かい個別ニーズに対応し、インテグレーション（※4）を行ったうえでプラットフォームを提供しています。ECサイトと、実店舗のタブレット型POSシステムを同一のデータベースにおいて一気通貫で統合管理できる点が最大の強みです。

「Orange Omni」は、顧客管理、商品管理、受注管理、在庫管理、売上集計、コンテンツ管理、デザイン管理、ポイント設定、広告・セールスプロモーション、レコメンド、メルマガ、SNS・ブログ連携等に対応し多種多様なパッケージシステムやアプリケーションを取り揃えており、単店舗型ECサイトはもちろん、複数店舗が参加するショッピングモールや、複数ブランドによるショップ展開のような自社ショッピングモールを構築し、統合管理することも可能です。実店舗向けソリューションも、タブレットを利用したPOSレジ、注文受付、予約管理、在庫管理、配送管理、電話対応サポート、免税処理等、店舗運営に必要な機能が網羅されており、複数店舗を統合管理することが可能です。

そしてこれら複数のECサイト・ショッピングモールや実店舗のあらゆる情報を同一データベース上で一括管理する「オムニチャネルプラットフォーム」を提供しています。

(オムニチャネルプラットフォームの概念図)



オムニチャネルプラットフォームはパッケージシステムをベースとしているため、短納期と高いコストパフォーマンスを実現でき、一方で多様なパッケージシステムラインナップ並びにお客様の個別ニーズに対応したインテグレーションにより、フルスクラッチ（※5）と同様の柔軟性も兼ね備えている点が特徴です。

また、お客様にソースコード（※6）を開示しているため、お客様のベンダーロックイン（※7）を排除できる点も、ソースコード非開示が主流のECサイト構築業界における当社の競争力の一因となっています。

(主なパッケージシステムラインナップ)

区分	パッケージシステム名	主な機能
オムニチャネル	EC-Orange Omni	ECサイト（デジタル）と複数の実店舗（リアル）を連携し、売上情報、在庫情報、顧客情報などを統合管理し、相互送客を促すオムニチャネルプラットフォームを構築できます。
ECサイト	EC-Orange	あらゆる業種や規模に対応したECサイトを構築できます。
	EC-Orange mall	楽天やYahoo!ショッピングのように複数店舗が参加するショッピングモール、複数ブランドごとのショップ展開のような自社ショッピングモール等を構築できます。
	EC-Orange BtoB	卸売や仕入用のBtoB向けECサイトはもちろん、購買用のWeb調達システム、企業内の福利厚生のための社内販売システムなどを構築できます。
実店舗	Orange POS	会計（決済）、顧客情報管理、売上管理等のPOSレジ機能を包含しており、タブレットを使って簡単に店舗運営に必要なデータ収集・分析が可能です。
	Orange Handy	オーダーを取って、キッチンへ送信します。空席状況、入店経過時間、配膳済み/未配膳状況等、店内の状況把握が、注文・配膳と一緒にスムーズに行えます。
	Orange Reserve	座席レイアウトに対応した予約、予約データから顧客情報の作成、姉妹店の予約などに対応しています。Webサイトからの予約にも連動しています。
	Orange Stock	入在庫、発注情報や会計情報と連動し、複数店舗の在庫管理から棚卸までを一括で管理することができます。
	Orange Club	店舗での配送受付、伝票発行の手間が大幅に削減でき、顧客属性に応じた販促ツールとしてもご利用いただけます。
	Orange Signage	顧客企業独自の会員アプリを構築します。顧客情報、購入履歴、ポイント付与等の管理により、販売促進ツールとしてもご利用いただけます。

②IoTインテグレーション領域

当社は、ITソリューション事業の新たな成長分野として、ソフトウェアとハードウェアの技術を併せ持つという当社の特徴を最大限に発揮できる、IoTインテグレーション領域の事業展開に取り組んでおり、IoTを活用してお客様の課題を解決することを目指しています。

こうした取り組みの一環として、平成26年10月、スマートフォンアプリを鍵にし、受取人が不在でも荷物を保管できる「スマート宅配BOX」の販売を開始し、平成27年11月にカメラ付きセンサーポールを活用した駐車場ソリューション「eCoPA（エコパ）」をリリースしました。

[用語解説]

※	用語	定義・解説
1	オムニチャネル	オムニチャネルとは、ECサイトや実店舗をはじめとするあらゆる販売チャネルや流通チャネルを統合し、PC、スマートフォン、タブレット等の消費者側のあらゆるコミュニケーションデバイスに対応した総合販売チャネルを構築することにより、消費者がどのような販売チャネルからでも同じように商品を購入できるようにする戦略のことで、消費者にシームレスな購買体験を提供することが可能。
2	IoT	インターネットオブシングス、モノのインターネット（Internet of Things）。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、モノの稼働状況や状態に関わるデータの入手が可能になるだけでなく、モノを動かす人の動きもデータ化することが可能。
3	AIDMA	AIDMAとは、消費者の心理的購買決定プロセスを説明するモデルの一つ。消費者はその製品の存在を知り（Attention）、興味・関心をもち（Interest）、欲しいと思うようになり（Desire）、記憶して（Memory）、最終的に購買する（Action）というプロセスを経るとされている。
4	インテグレーション	インテグレーションとは、当社のオムニチャネルプラットフォームの上に、お客様の個別ニーズに対応したソリューションを統合・付加すること。
5	フルスクラッチ	フルスクラッチとは、システムやソフトウェアの開発において、パッケージシステムや他のソフトのソースコード、雛形などを使用せず、ゼロから開発していくこと。
6	ソースコード	ソースコードとは、プログラミング言語などの人間が理解・記述しやすい言語やデータ形式を用いて書き記されたコンピュータプログラムのこと。
7	ベンダーロックイン	ベンダーロックインとは、特定ベンダー（メーカー）の独自技術に大きく依存した製品、サービス、システム等を採用した際に、他ベンダーの提供する同種の製品、サービス、システム等への乗り換えが困難になる現象のこと。
8	ゲートウェイ	ゲートウェイとは、異なるネットワーク同士を接続するネットワーク機器のこと。IoTにおいては、モノに付加された検知機器で得た情報を処理用のシステムにデータ送信する際に利用する、データ形式を変換するための中間処理システムとネットワーク機器を組み合わせたものをいう。

(2) 流通ソリューション事業

当社グループの収益基盤事業はITソリューション事業であります。経営ビジョンである「よいモノを普及させる仕組みを創ることで、自らの手で世の中を変えていく」を実現するために、ソフトウェア・ハードウェアにおける技術力の向上及びリアルな流通経路を確保すべく、流通ソリューション事業を手掛けております。中長期的な成長を見据えたうえで、量販店、ホームセンター、百貨店、アパレル、飲食店、中小企業、一般個人等、様々な販路を通じた全方位アプローチにより、「よいモノを普及させる仕組み」を実現しています。

当社グループは、ハードウェアの企画・開発・製造・販売を行う「メーカー機能」と、国内外事業者から商品を仕入れて販売する「商社機能」の2つの機能を有しており、顧客ニーズに応じた多種多様な商品を取り扱っております。

消費者の購買行動の本質である「よりよいモノをよりやすく (more value, less cost)」を商品開発、仕入、販売の起点とし、メーカー、卸売業者、小売業者、商社、消費者などすべての関係者に付加価値をもたらす存在となることを目指し、ハードウェアの側面からもIoT領域を広げていく予定です。

流通ソリューション事業は、主に家電領域、中古車領域で構成されております。

①家電領域

当社グループは、既存の業種の枠組みを超え、製造、卸売、小売の3つの機能を垂直統合することにより、様々な利害関係者の視座を併せ持つことができ、結果として消費者に価値あるものを提供できる、そしてそれが今後の当社グループ全体の競争力や成長力に繋がっていくとの思いから、平成26年1月より、モノの「製造」に進出しました。

家電領域では、主に大手量販店やホームセンター等の小売事業者に対し、自社ブランド家電製品の卸売販売を行っています。様々な視点からお客さまとマーケットのニーズを読み取り、高機能・高単価ではなく、本当に必要な機能のみを備えたお手頃価格製品、また、新たな驚きや喜びを消費者に提供するコンセプトualな製品を手掛けています。大手家電メーカーと競合しないニッチ製品で、かつ安定的な需要が見込まれるAV家電や白物家電が主力製品群となります。

自社で生産設備を持たないファブレス形態のため、設備投資や人員を抑えつつ、必要な数量のみを発注し在庫リスクを抑制することで、当社は製品の企画、マーケティング、販売に特化できる点が特徴です。

②中古車領域

あらゆる商品でECによる購買比率が高まっている中で、中古車業界では、現在も多くの営業人員による対面販売が主流であり、ECによる購買比率が高まっていませんでした。当社グループはITを活用することで中古車販売においてもEC化率を高めることができるのではないかと、それにより対面販売中心のビジネスモデルを変革し、消費者に「よりよいモノをよりやすく」提供できるのではないかと、平成26年1月に㈱エスキュービズムLCDを設立し、中古車領域に進出しました。

東京都内に2店舗を構えながら、集客・販売においては、必用最低限の人員体制とし、「カーセンサーnet」などの中古車情報サイトや「ヤフオク！」などのオークションサイトへの出稿によるインバウンドマーケティングに特化することで、車両価格を抑え販売諸費用の低減を実現するとともに、消費者が来店しなくても安心して購入できるようにWeb上で多数の写真掲載や動画配信を行い、商圈にとらわれない非対面での販売を日本全国に向けて行っています。また、仕入については、在庫価格低下リスクが小さく、安定的に需要のある車種に絞っています。斯かる販売・仕入手法の相乗効果として、平均在庫回転日数は「35~40日程度」と業界平均の「90日程度」を上回る回転率を実現しています。

現在の当社グループのEC化率は2割程度となっており、中古車業界でもEC化が十分可能だと実証されました。今後もデジタルとリアルを融合した様々な取り組みを行い、お客様の利便性を高めてまいります。

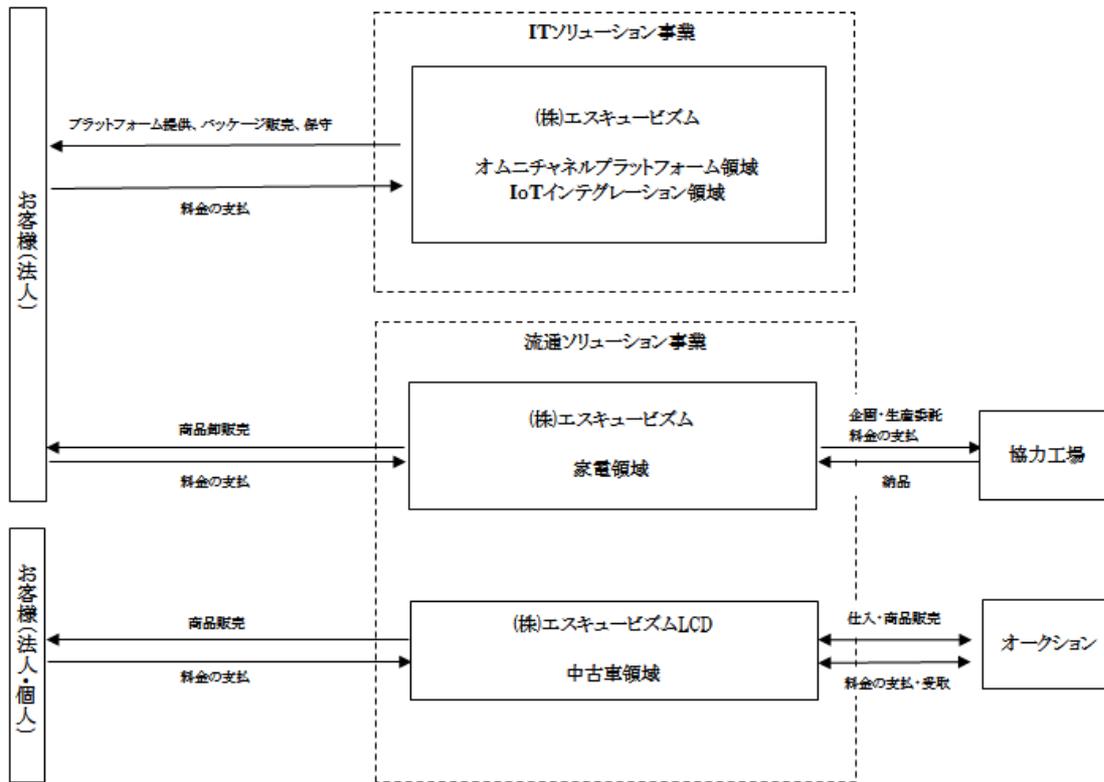
③その他

当社は、ふわふわ粉雪食感の冷たいスイーツ「スノーパウダー」を製造する業務用冷機器の輸入販売、ビジネスマッチングツール「会社なび」の提供等も行っております。

当社は、ECサイト構築ビジネスのノウハウ吸収を目的として、楽天市場、Amazon等のインターネットモールに出店し、家具・家電等の販売を行うネット通販事業（ドロップシッピング）を手掛けておりましたが、同事業からは撤退しております。

[事業系統図]

当社グループの事業の系統図は、以下のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱エスキュービズム・ テクノロジー (注2. 5. 6)	東京都港区	50,000	ITソリューション事業	100	管理部門業務の受託 資金の援助 役員の兼任3名
㈱エスキュービズム通商 (注2. 5. 6)	東京都港区	50,000	流通ソリューション事業	100	管理部門業務の受託 資金の援助 役員の兼任3名
㈱エスキュービズムLCD (注2. 6)	東京都立川市	30,000	流通ソリューション事業	100	管理部門業務の受託 資金の援助 役員の兼任1名
㈱エスキュービズム・ フードサービスシナジー	東京都港区	50,000	流通ソリューション事業	100	管理部門業務の受託 資金の援助 役員の兼任2名
㈱エスキュービズム・ ライフラボ (注5)	東京都港区	10,000	流通ソリューション事業	100	管理部門業務の受託 役員の兼任1名
㈱ネクストマーケティング (注3)	東京都港区	20,000	流通ソリューション事業	100	管理部門業務の受託 資金の援助 役員の兼任1名
㈱エスキュービズムキャリ ア総合研究所 (注4)	東京都港区	10,000	ITソリューション事業	100	管理部門業務の受託 役員の兼任2名
㈱エスキュービズム・ FCコンサルティング (注4)	東京都港区	50,000	流通ソリューション事業	100	管理部門業務の受託 資金の援助 役員の兼任2名
㈱エスキュービズム・ リレーションデザイン (注4)	東京都港区	30,000	流通ソリューション事業	100	管理部門業務の受託 役員の兼任1名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. ㈱ネクストマーケティングは、平成28年6月1日に㈱エスキュービズム通商に吸収合併しております。
4. ㈱エスキュービズムキャリア総合研究所、㈱エスキュービズム・FCコンサルティング及び㈱エスキュービズム・リレーションデザインは、平成28年6月1日に㈱エスキュービズム・テクノロジーに吸収合併しております。
5. ㈱エスキュービズム・テクノロジー、㈱エスキュービズム通商及び㈱エスキュービズム・ライフラボは、平成28年10月1日に当社に吸収合併しております。
6. ㈱エスキュービズム・テクノロジー、㈱エスキュービズム通商及び㈱エスキュービズムLCDについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報等は以下のとおりであります。

	㈱エスキュービズム・ テクノロジー	㈱エスキュービズム通商	㈱エスキュービズムLCD
(1) 売上高	1,618,429千円	3,157,268千円	581,101千円
(2) 経常利益	116,281千円	25,172千円	9,690千円
(3) 当期純利益	78,371千円	13,766千円	8,370千円
(4) 純資産額	126,993千円	82,553千円	33,441千円
(5) 総資産額	765,120千円	1,169,092千円	124,207千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
ITソリューション事業	64（1）
流通ソリューション事業	30（14）
全社（共通）	33（1）
合計	127（16）

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 従業員数の（ ）書きは臨時従業員数であり、最近1年間の平均人員を外書きにしております。
3. 全社（共通）は特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員であります。
4. 従業員数が最近1年間において31名増加しておりますが、事業拡大のため人員採用を積極的に行ったためであります。

(2) 提出会社の状況

平成29年1月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
124（6）	34.2	1.90	4,921,329

セグメントの名称	従業員数（人）
ITソリューション事業	64（1）
流通ソリューション事業	27（4）
全社（共通）	33（1）
合計	124（6）

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 従業員数の（ ）書きは臨時従業員数であり、最近1年間の平均人員を外書きにしております。
3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
4. 全社（共通）は特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員であります。
5. 従業員数が最近1年間において99名増加しておりますが、平成28年10月1日付で連結子会社3社を吸収合併したためであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第10期連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当連結会計年度における我が国経済は、政府による財政政策や日本銀行による金融緩和政策により、企業収益や雇用環境に緩やかな景気回復の傾向が見られましたが、中国をはじめとする新興国経済の減速や円高等により景気が下押しされるリスクもあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境としましては、ITソリューション事業で関連する情報サービス産業においては、企業収益の改善等を背景に、企業はIT投資に対して徐々にではあるものの積極姿勢に転じつつあり、IT投資需要は総じて堅調に推移いたしました。また、2020（平成32）年開催の東京オリンピックに向け、企業のIT投資額の増加が期待されております。流通ソリューション事業で関連するEC市場においては、平成27年の日本国内のBtoC-EC（消費者向け電子商取引）市場規模は、13.8兆円（前年比7.6%増）（出典：経済産業省「平成27年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」）と堅調に拡大しております。

このような事業環境の下、当社グループのITソリューション事業では、これまで築き上げてきたオムニチャネルプラットフォーム（ECサイト（デジタル）と実店舗（リアル）の消費購買行動を融合させた統合管理システム）の実績を基に、ブランディングの強化を図るとともに、さらなる機能強化や販路拡大に努めました。

流通ソリューション事業では、家電において、オリジナル商品の企画・開発を行うメーカー機能の強化や大手量販店の販路開拓、ネット通販において、インターネット・ショッピングモールを介した一般消費者への販売拡大、中古車販売における取り扱い台数の拡大に努めました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は5,534,008千円（前連結会計年度比43.4%増）、営業利益74,735千円（前連結会計年度比46.8%増）、経常利益64,529千円（前連結会計年度比16.1%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は12,007千円（前連結会計年度比50.4%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（ITソリューション事業）

ITソリューション事業は、オムニチャネルプラットフォームとIoTインテグレーションの2つの領域で構成されております。オンラインのECサイトと実店舗のタブレット型POSシステムを同一のデータベースにおいて統合管理できるオムニチャネルプラットフォームを大規模小売業者を中心とするお客様に提供し、販路拡大に努めました。

以上の結果、ITソリューション事業の売上高は1,601,515千円（前連結会計年度比6.6%増）、セグメント利益は519,690千円（前連結会計年度比7.0%増）となりました。

（流通ソリューション事業）

流通ソリューション事業は、家電領域においては、大手量販店やホームセンター等の小売業者に対し、自社ブランド家電製品の卸売りを積極的に行い、ネット通販においては、インターネット・ショッピングモールを介した一般消費者への販売拡大に努め、中古車領域においては、取り扱い台数を積極的に拡大いたしました。

以上の結果、流通ソリューション事業の売上高は3,931,243千円（前連結会計年度比66.8%増）、セグメント利益は105,008千円（前連結会計年度はセグメント損失△64,377千円）となりました。

第11期第3四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日）

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府や日本銀行による経済政策や金融緩和等を背景として、企業収益や雇用環境の改善により緩やかな回復基調にありましたが、個人消費における根強い節約志向、中国をはじめとする新興国経済の景気減速懸念や英国の欧州連合（EU）離脱問題に伴う混乱に加え、米国新大統領の経済・貿易政策に対する評価の見極め等、先行き不透明感は依然として払拭できない状況となっております。

当社グループを取り巻く事業環境としましては、ITソリューション事業においては、企業収益の改善等を背景に、企業のIT投資が積極姿勢に転じつつあり、平成27年の日本国内のBtoC-EC（消費者向け電子商取引）市場規模は、13.8兆円（前年比7.6%増）（出典：経済産業省「平成27年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」）と堅調に拡大しております。

また、流通ソリューション事業の家電領域及び中古車領域においては、個人消費の節約志向による低価格品需要は底堅く推移しております。

このような環境下、当社グループのITソリューション事業では、これまで築き上げてきたオムニチャネルプラットフォーム（ECサイト（デジタル）と実店舗（リアル）の消費購買行動を融合させた統合管理システム）の実績を基に、ブランディングの強化を図るとともに、さらなる機能強化や販路拡大に努めました。

また、平成28年8月1日付で、SaaS型店舗業務支援システム提供事業（Orange Tablet事業）を譲渡し、新たな成長分野として、ITソリューション事業の第2の柱とすべく、IoTプラットフォームの構築に取り組んでおります。

流通ソリューション事業では、家電領域においては、オリジナル商品の企画・開発を行うメーカー機能の強化や大手量販店の販路開拓に努め、中古車領域においては、安定的に需要のある車種を中心として売上拡大に努め、平成28年10月に新店舗をオープンしました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は4,124,920千円、営業利益は129,558千円、経常利益は108,809千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は134,495千円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（ITソリューション事業）

ITソリューション事業は、オムニチャネルプラットフォームとIoTインテグレーションの2つの領域で構成されております。当社は、ECサイト（デジタル）と実店舗（リアル）の消費購買行動プロセスを融合させ、統合管理できるオムニチャネルプラットフォームの機能強化と販路拡大に努めました。

以上の結果、ITソリューション事業の売上高は1,515,019千円、セグメント利益は523,676千円となりました。

（流通ソリューション事業）

流通ソリューション事業は、家電領域においては、大手量販店やホームセンターを中心に自社ブランド製品の販路開拓に努め、中古車領域においては、安定的に需要のある車種の仕入強化及び新店舗の開設により販売拡大に努めました。

以上の結果、流通ソリューション事業の売上高は2,609,900千円、セグメント利益は17,442千円となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

第10期連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末と比べ196,547千円減少し、484,488千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は579,821千円（前連結会計年度は15,449千円の収入）となりました。主な資金の変動要因としましては、たな卸資産の増加416,122千円、売上債権の増加299,070千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は142,210千円（前連結会計年度は121,486千円の支出）となりました。主な資金の変動要因としましては、有形固定資産の取得による支出27,619千円、無形固定資産の取得による支出42,905千円、投資有価証券の取得による支出30,240千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、得られた資金は526,261千円（前連結会計年度は464,263千円の収入）となりました。主な資金の変動要因としましては、借入金の増加によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

第10期連結会計年度及び第11期第3四半期連結累計期間における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第10期連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)				第11期第3四半期 連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
ITソリューション事業	873,677	100.3	308,507	323.6	711,898	230,910

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 流通ソリューション事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第10期連結会計年度及び第11期第3四半期連結累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第10期連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	前年同期比 (%)	第11期第3四半期 連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
ITソリューション事業 (千円)	1,601,515	106.6	1,515,019
流通ソリューション事業 (千円)	3,931,243	166.8	2,609,900
合計 (千円)	5,532,758	143.3	4,124,920

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度及び第11期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第9期連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第10期連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第11期第3四半期 連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
アマゾンジャパン合同会社	914,913	23.7	1,387,640	25.1	476,042	11.5
楽天株	588,429	15.2	514,634	9.3	241,668	5.9

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、プロダクトアウトではなくマーケットインの手法により、常に「お客様の具体的なニーズ」に対応する商品・サービスを提供してきました。当社グループの中核事業であるITソリューション事業の「オムニチャネルプラットフォーム領域」は、「デジタルトランスフォーメーション」を実現するためのプラットフォームであり、今後も市場を牽引していく役割を果たしていきたいと考えています。そして新たな成長ドライバーとして、「IoTインテグレーション領域」に注力してまいります。

当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

(1) 既存事業の収益拡大

当社グループは、「ITソリューション事業」を収益基盤事業、「流通ソリューション事業」を成長事業と位置付け、これまでその育成に努めて参りました。今後も既存事業においては継続的な製品、機能、サービスの開発・拡充、グループ内シナジーによる顧客層の拡大等により、更なる収益拡大ができると考えております。

①ITソリューション事業

EC市場規模は今後も高い成長を遂げていくと推測されており、これまでECサイトに縁がなかった実店舗を持つ企業が販売チャネル拡大のためECサイトを outlets することや、すでにECサイトを活用している企業が実店舗とのデータ連携のためにシステム投資するケースが増えており、当社グループが提供するオムニチャネルプラットフォームの市場規模は今後も引き続き拡大していくものと考えております。

当社グループでは、これまで築き上げてきたオムニチャネルプラットフォームの実績を基に、さらに機能強化や販路拡大により収益を向上させてまいります。

②流通ソリューション事業

当社グループは、量販店、ホームセンター、百貨店、アパレル、飲食店、中小企業、一般個人等、当社グループが有する様々な販路を通じた全方位アプローチにより、「よいモノを普及させる仕組み」を実現しています。

さらに販路を拡大しつつ、マーケティング戦略の強化により、消費者の購買行動の本質である「よりよいモノをよりやすく (more value, less cost)」を商品開発、仕入、販売の起点とし、すべての関係者に付加価値をもたらす存在となることを目指し、ハードウェアの側面からもIoT領域を広げてまいります。

(2) IoTインテグレーション領域への取り組み

当社グループは、ITソリューション事業の新たな成長分野として、ソフトウェアとハードウェアの技術を併せ持つという当社の特徴を最大限に発揮できる、IoTインテグレーション領域の展開に取り組んでいます。

当社が手掛けるIoTインテグレーション領域は、単にモノをネットワークに繋ぐのではなく、IoTを活用して顧客企業が課題を解決するうえで必要となる、アプリケーション、通信規格、ゲートウェイ、クラウドサービス、データ解析ソフトウェア、センサー、各種ハード機器等を、自社開発又は外部からの調達により最適なインテグレーションを行ったうえで、提供しています。

さらにコンサルティング力の強化とパートナーの拡充を図りITソリューション事業の成長ドライバーとしていきます。

(3) 新技術への対応

当社グループが手掛ける事業領域では技術革新が絶え間なく行われており、スマートフォンやタブレット型端末を活用した関連マーケットも拡大しております。このような事業環境の下で事業を継続的に拡大していくためには、デジタルマーケティングはもちろん、ハードウェアからソフトウェアまで様々な新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しております。新技術の積極的な活用、新たなサービスの創出等の「変化すること」を人事評価の項目に含めており、組織として、新しいことに常に挑戦する風土・文化の構築に努めております。

(4) 自社及び自社サービスの認知度向上

当社グループでは従来より、デジタルマーケティングを中心にPR・営業活動を行ってまいりましたが、事業のさらなる拡大のためには、自社ブランドの確立、認知度の向上が必要であると考えており、マスメディアを活用した広告宣伝及びプロモーション活動を強化してまいります。

(5) 人材確保及び教育研修強化による社員能力の向上

当社グループでは、少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、今後の成長のためには、人員拡充とさらなる社員の能力の維持・向上が必要であると考えております。

事業の拡大や多角化により、高い専門性を有する人材の獲得及び育成の必要性が高まっており、必要な人材を十分に確保することが重要な経営課題となっております。そのため、積極的な人材採用活動はもちろんのこと、教育研修制度の充実、業務の効率化、外部ノウハウの活用等の取り組みを強化してまいります。

(6) 開発体制の強化

当社グループのITソリューション事業は、オムニチャネルプラットフォームとしてのブランド確立により、業容が拡大しておりますが、開発リソース不足が成長のボトルネックとならないように、引き続き積極的な開発人員の採用並びにオフショア拠点の活用により、開発リソースの安定的な確保に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項には、次のようなものがあります。当社グループは、これらのリスクを十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に最大限の努力をいたします。また、リスクには該当しないと思われる事項についても、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、下記事項には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は原則として本書提出日現在において判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 当社グループ全体に係るリスクについて

①ビジネスモデルについて

当社グループにおける事業は、主としてECに関連する事業であるため、EC関連市場が今後も拡大していくことが成長の基本条件であると考えております。

EC市場は、インターネットやスマートフォンの普及に伴い拡大を続けており、当社グループでは今後もEC市場が拡大していくことを想定しております。しかしながらEC市場を取り巻く法規制強化や、トラブルの発生等により、当社グループの期待どおりにEC市場が発展しない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②技術革新による影響について

当社グループが手掛ける事業領域においては、日々技術革新が進んでおり、ハードウェア、ソフトウェア両面において最新の技術動向への対応を図っておりますが、業界と市場の技術革新の変化を十分に予測できず、魅力ある新製品やサービスをタイムリーに提供できない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③競合サービスについて

当社グループは、EC市場を主たる事業領域としておりますが、当該分野においては、多くの企業が事業展開していることもあり、競合サービスが増加する可能性があります。今後、十分な差別化や機能向上等が行えなかった場合や、新規参入等により競争が激化した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④自然災害、事故について

当社グループは、コンピュータを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や大規模事故等による通信ネットワークの切断に備え、定期的なバックアップや稼働状況の監視によりシステムトラブルの未然防止、又は回避に努めておりますが、地震等の大規模災害の発生や事故により本社及びデータセンターが被害を受けた場合、当社グループが提供する事業の継続に支障をきたし、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤法的規制について

当社グループは「不当景品類及び不当表示防止法」、「製造物責任法」、「特定商取引に関する法律」、「不正競争防止法」、「消費者契約法」、「個人情報の保護に関する法律」、「著作権法」、「古物営業法」等による法的規制を受けております。そのため、従業員教育の徹底、コンプライアンス体制の整備など当社グループでは、管理体制の構築等によりこれら法令を遵守する体制を整備しておりますが、これらの法令に違反する行為が行われた場合、法令の改正又は新たな法令の制定が行われた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥個人情報保護について

当社グループでは、個人情報の適正な管理は極めて重要であると認識し、「個人情報保護管理規程」を定め、またプライバシーマークの取得により、個人情報管理体制を整備しておりますが、当社グループの関係者や業務提携先の故意又は過失により個人情報の外部流出が発生した場合には、当社グループが損害賠償請求を含む法的責任を追及される可能性があるほか、当社グループへの社会的信用が毀損し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦知的財産権の侵害等について

当社グループは、運営する事業に関する知的財産権の保護に努めております。第三者の知的財産権の侵害を防ぐ体制として、社内で侵害の有無について確認を行ったうえで、必要に応じて顧問弁護士及び弁理士と連携を取って可能な限り知的財産権侵害・被害等のリスクを軽減すべく活動しております。

しかしながら、万が一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起される可能性があります。これらに対する支払いが発生する可能性があります。また、当社グル

ープが保有する知的財産権について、第三者により侵害される可能性があるほか、当社グループが保有する知的財産の権利化ができない場合、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑧有利子負債への依存と金利変動の影響について

当社グループは、事業活動に伴う運転資金や新規事業のための資金を金融機関からの借入に依存しております。当面、わが国の長短金利は低水準を維持するものと予測されておりますが、金融市場の変化により急激に金利が上昇した場合には、借入コストの増加により当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨特定の経営者への依存について

当社グループは、優秀な幹部人材の積極採用や内部統制の整備等により社内組織を強化し、創業者である代表取締役社長 藪崎敬祐に過度に依存しない経営体制の構築に努めておりますが、新規事業展開の構想力や実現手法などについては、依然として同氏に依存しております。そのため同氏が病気その他の理由により、当社の経営に携わることが困難となった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩新規サービスや新規事業について

当社グループは、今後の事業規模の拡大と収益の多様化を図るため、積極的に新規サービスや新規事業に取り組んでいく考えであります。これにより人材、システム投資や広告宣伝費等の追加投資的な支出の発生や、利益率の低下の可能性があります。また、新サービスや新規事業が計画どおりに進まない場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪人材の確保について

優秀で多様な人材の獲得は、当社グループの事業拡大の推進力だと考えております。当社グループは、採用チャネルの多角化及びブランディング強化により、一定以上の水準を満たす優秀な人材の確保及び成長ポテンシャルの高い人材育成・維持に努めておりますが、近年、国内における人材需給は逼迫しており、十分な人材確保が図れない場合や、人材育成・維持が計画どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫訴訟等について

当社グループは、現在において、訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、ITソリューション事業においては、納期遅延や納品後の予期せぬ不具合等が発生した場合には訴訟を受ける可能性があります。また、流通ソリューション事業においては、家電商品が第三者の知的財産権を侵害していたり、商品の欠陥によって購入者に被害等が発生したりする場合には、訴訟を受ける可能性及び商品の不良発生等に基づいて監督官庁から商品の回収命令を受ける可能性があります。

当社グループは、システム開発においては、開発工程及び工数の管理を行い、顧客への納品時に様々なテストを行っており、生産委託している家電商品等については、生産委託先のテスト設計確認から梱包前の製品動作確認、完成品の抜き打ちチェック等の検品体制を整備し、関連法令に基づいた品質チェックを実施するなど、品質の確認には十分な注意を払っておりますが、完全にそのリスクを排除できる保証はなく、当社グループや生産委託先の過失により発生した訴訟の内容及び結果、損害賠償の金額、商品回収費用の発生状況によっては当社グループの事業及び業績並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

⑬大規模災害による影響について

当社グループは、不測の災害に備え、データの定期的なバックアップ等の危機管理体制の整備に取り組んでおりますが、大規模災害の発生は予測できません。特に大規模地震が発生した場合は、直接的な被害を受けたり、オフィス及び設備の破損や火災により人的被害が発生したりする場合があります。地震や津波、洪水といった大規模な自然災害の影響は倉庫に保管された在庫商品などにも大きな影響を及ぼします。また、大規模災害の影響は自社のみに限定されず、電力・ガスなど社会的インフラの被害や、顧客の被害等により、事業中断につながる可能性があります。また人命に影響を及ぼすような感染症の大流行があった場合、その特性によっては世界経済への影響も免れません。これらが、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑭インターネットによる風評被害リスク

SNSやインターネット上の掲示板への書き込み及びそれを要因とするマスコミ報道等による風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、当社グループの経営にとってマイナスの影響が生じ、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) ITソリューション事業に係るリスクについて

①ITソリューション事業への依存について

当社グループは、オムニチャネルプラットフォーム領域に利益の大半を依存しており、同領域の利益動向の変化により当社グループの業績に重大な影響が生じる可能性があります。

今後、IoT領域、家電領域、中古車領域の収益強化により、適切なポートフォリオの構築に努めてまいります。

②不採算プロジェクトの発生について

ITソリューション事業のオムニチャネルプラットフォーム領域においては、各プロジェクトにおいて想定される難易度及び工数に基づき見積りを作成し、適正な利益率を確保したうえで、プロジェクトを受注しております。顧客企業の要求する仕様や想定される工数に乖離が生じないよう、緻密な要員管理・進捗管理・予算管理を行っておりますが、予期し得ない不具合の発生等により、開発工数が大幅に増加し、不採算プロジェクトが発生するような場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③売上計上時期の期ずれについて

ITソリューション事業のシステム開発ソリューションオムニチャネルプラットフォーム領域においては、受注後の仕様変更等により納入時期が変更となり、売上・収益利益の計上について翌四半期あるいは翌連結会計年度への期ずれが発生する場合があります。期ずれの金額の大きさによっては、各四半期あるいは連結会計年度における当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④従業員の安全衛生について

ITソリューション事業においては、当初計画にない想定外の事象が発生すること等が原因で、品質や納期を厳守するために法定内での時間外労働や休日労働が連続することがあります。当社グループでは、労働時間管理の徹底、労働安全衛生法その他法令や通達の遵守等の安全衛生管理に努めておりますが、やむを得ない事情によりこのような事象が発生した場合には、それらを起因とする健康問題の発生や生産性の低下により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 流通ソリューション事業に係るリスクについて

①カントリーリスク

当社グループの流通ソリューション事業の家電領域において、主要商品の大半をアジア地域の工場に生産委託しております。特に中国への委託が多いため、沿岸地域から内陸部等、中国国内における地理的な分散、並びに中国以外の国への分散を行う検討を進めております。また、為替相場の変動による影響を受けており、為替相場が大きく変動する場合には、当社グループの外貨建取引決済の日本円換算額に大きな影響を与え、外貨建で取引される商品・サービスの日本での販売価格等にも影響を与える可能性があります。為替変動リスクをヘッジするために為替予約を実施しておりますが、為替相場の変動が想定範囲を超える場合や、中国を含むアジア地域において当社グループの製品流通に直接影響を及ぼす重大な事件等が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②商品在庫について

当社グループの流通ソリューション事業において、業容拡大を図るためには商品在庫の拡大が必要となりますが、家電領域及び中古車領域の商品は現金仕入となっており、商品取引の増加に応じて運転資金が必要となります。当社グループは、早期販売の実施等により在庫効率及び資金効率の維持改善を図るべく事業を運営しており、また、これら運転資金需要への対応として金融機関との当座貸越契約による借入枠を設定し、短期的な資金需要に対応しております。

今後において、在庫拡大が図られる場合又は販売不振や当社業務オペレーション上の要因等により在庫期間が長期化し資金効率の悪化が生じた場合には、当該対応としての借入金の増加等が生じる可能性があります。また、特に販売不振等による滞留在庫の増加は商品評価損の計上要因となる可能性があり、これらの要因から当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他について

①ベンチャーキャピタルによる株式の保有について

本書提出日現在において、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、ベンチャーキャピタル等）が当社の株式を所有しております。一般的に、ベンチャーキャピタル等が未上場株式に投資を行う目的は、株式上場後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることとされており、当社の株式を所有するベンチャーキャピタル等は今後その所有する当社株式の一部又は全部を売却することが想定されます。ベンチャーキャ

ピタル等により当社株式が大量に売却された場合、短期的に需給バランスが悪化し、当社株式の株価が下落する可能性があります。

②配当政策に関するリスク

当社グループは、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置付けております。そのため、当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

③資金使途に関するリスク

当社が今回計画している公募増資による調達資金については、当社グループの中長期的な成長力確保のための人材投資及びシステム投資に充当していく方針です。

しかしながら、急速に変化する経営環境に対応するために、調達資金を計画以外の使途に充当する可能性があります。また、計画どおりに使用された場合でも、想定どおりの投資効果が得られない可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第10期連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社グループでは、あらゆる事業に新しい技術のエッセンスを付加することで価値の再創造を行っており、常に最新の技術動向をモニタリングしつつ、サービス向上、新規事業展開のための研究開発活動を行っております。

(1) 研究開発方針について

当社グループの事業展開の特徴は、確実に顧客ニーズが存在するサービス・製品を手掛けるマーケットインの開発手法にあります。つまり、5年後、10年後に花開くかもしれない技術や、高品質だが需要のない製品やサービスを開発するのではなく、既存顧客や潜在顧客層と接することにより吸い上げた具体的な要望に基づき、当社グループが培ってきた経験・ノウハウを加味した研究開発に取り組んでいます。

(2) 研究開発分野について

当社グループでは、さまざまな事業を手掛けており、研究開発の対象となる分野も多岐にわたります。中核事業であるオムニチャネルプラットフォーム領域に関連する各種機能、デジタルマーケティング、デジタルサイネージ、UI、各種デバイス、クラウド等の分野はもちろんですが、IoT関連の各種アプリケーション、データ解析ソフト、カメラ、センサー、音声、ウェアラブル端末、さらには、家電との融合など、既存事業の強化並びに新規事業のためのあらゆる可能性について研究開発を行っております。

(3) 研究開発体制について

当社グループでは、独立した研究開発組織を設けておりません。各事業の最前線のエンジニアが、担当するプロジェクトを推進しつつ、並行して顧客ニーズに基づいた研究開発を進めています。こうした体制により、独りよがりにならないマーケットインの開発手法を維持しております。

(4) 研究開発活動の主な成果

当連結会計年度においては、オムニチャネルプラットフォームの機能強化を行うとともに、新たなIoT商品として、スマートフォンでロックが開錠できる「スマートホテルキー」、スマートフォンで駐車場の空き状況確認・予約・決済が可能になる次世代の駐車場管理ソリューション「eCoPA（エコパ）」、セルフ会計から免税帳票出力まで可能な外国人対応セルフ免税レジソリューション「免税セルフレジ」をリリースしました。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は19,207千円となっております。

第11期第3四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日）

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は1,041千円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、経営者による会計方針の選択と適用、資産及び負債、並びに収益及び費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績等を勘案して合理的な見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループの連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態に関する分析

第10期連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当連結会計年度末の総資産は2,179,064千円となり、前連結会計年度末と比べ585,089千円増加しました。負債合計は2,063,066千円となり、前連結会計年度末と比べ550,250千円増加し、純資産合計は115,998千円となり、前連結会計年度末と比べ34,838千円増加しました。その結果、当連結会計年度末の自己資本比率は5.3%となり、前連結会計年度末と比べ0.2ポイント上昇しました。

①資産

流動資産は1,912,201千円となり、前連結会計年度末と比べ529,260千円増加しました。主な変動要因は、商品及び製品415,665千円増加、受取手形及び売掛金299,070千円増加したことによるものであります。

固定資産は266,863千円となり、前連結会計年度末と比べ55,828千円増加しました。

主な変動要因は、投資有価証券30,240千円増加、敷金及び保証金32,824千円増加したことによるものであります。

②負債

負債合計は2,063,066千円となり、前連結会計年度末と比べ550,250千円増加しました。主な変動要因は、短期借入金568,400千円増加したことによるものであります。

③純資産

純資産合計は115,998千円となり、前連結会計年度末と比べ34,838千円増加しました。主な変動要因は、新株予約権付社債の新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ12,500千円増加したこと、親会社株主に帰属する当期純利益12,007千円を計上したことによるものであります。

第11期第3四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日）

当第3四半期連結会計期間末の総資産は2,402,013千円となり、前連結会計年度末と比べ222,949千円増加しました。負債合計は2,151,519千円となり、前連結会計年度末と比べ88,453千円増加しました。純資産合計は250,494千円となり、前連結会計年度末と比べ134,495千円増加しました。

①資産

流動資産は2,184,159千円となり、前連結会計年度末と比べ271,958千円増加しました。主な変動要因は、現金及び預金が156,822千円増加、受取手形及び売掛金が12,035千円増加したことによるものであります。

固定資産は217,853千円となり、前連結会計年度末と比べ49,009千円減少しました。主な変動要因は、無形固定資産が18,603千円減少、敷金及び保証金が37,790千円減少したことによるものであります。

②負債

負債合計は2,151,519千円となり、前連結会計年度末と比べ88,453千円増加しました。主な変動要因は、短期借入金147,000千円増加、1年内償還予定の社債が33,200千円減少したことによるものであります。

③純資産

純資産は250,494千円となり、前連結会計年度末と比べ134,495千円増加しました。主な変動要因は、親会社株主に帰属する四半期純利益134,495千円の計上によるものであります。

(3) 経営成績に関する分析

第10期連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

①売上高

売上高は、ITソリューション事業及び流通ソリューション事業ともに順調に拡大した結果、5,534,008千円（前連結会計年度比43.4%増）となりました。

ITソリューション事業においては、オムニチャネル分野におけるブランディングに努めた結果、売上高は1,601,515千円（前連結会計年度比6.6%増）となりました。

流通ソリューション事業においては、家電領域での商品企画及び管理体制の強化、並びに大手量販店の販路開拓、ネット通販分野でのショッピングモールを介した一般消費者への販売拡大に努めた結果、売上高は3,931,243千円（前連結会計年度比66.8%増）となりました。

②営業利益

ITソリューション事業及び流通ソリューション事業の売上高が拡大したことにより、売上総利益は1,669,564千円（前連結会計年度比47.7%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、業容拡大に伴う人員増強等により、1,594,829千円（前連結会計年度比47.7%増）となりましたが、売上総利益額の拡大により、営業利益は74,735千円（前連結会計年度比46.8%増）となりました。

③経常利益

営業外収益15,534千円（前連結会計年度比32.3%減）及び営業外費用は25,740千円（前連結会計年度比40.8%増）の計上により、経常利益は64,529千円（前連結会計年度比16.1%増）となりました。

④親会社株主に帰属する当期純利益

特別損失11,506千円の計上により、税金等調整前当期純利益は53,023千円（前連結会計年度比3.1%増）、法人税、住民税及び事業税36,513千円及び法人税等調整額4,502千円の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益は12,007千円（前連結会計年度比50.4%増）となりました。

第11期第3四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日）

①売上高

売上高は、ITソリューション事業及び流通ソリューション事業ともに順調に拡大した結果、4,124,920千円となりました。

ITソリューション事業においては、オムニチャネル分野におけるブランディングの強化を図り、さらなる機能強化や販路拡大に努めた結果、売上高は1,515,019千円となりました。

流通ソリューション事業においては、家電分野でのオリジナル商品の企画開発を行うメーカー機能の強化や大手量販店の販路開拓、中古車販売分野での売上拡大の結果、売上高は2,609,900千円となりました。

②営業利益

ITソリューション事業及び流通ソリューション事業の売上高が拡大したことにより、売上総利益は1,253,281千円、販売費及び一般管理費1,123,723千円の計上により、営業利益は129,558千円となりました。

③経常利益

営業外収益3,646千円及び営業外費用24,395千円の計上により、経常利益は108,809千円となりました。

④親会社株主に帰属する四半期純利益

特別利益101,640千円及び特別損失22,161千円の計上により、税金等調整前四半期純利益は188,288千円、法人税等53,792千円の計上により、親会社株主に帰属する四半期純利益は134,495千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第10期連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末と比べ196,547千円減少し、484,488千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は579,821千円（前連結会計年度は15,449千円の収入）となりました。主な資金の変動要因としましては、たな卸資産の増加416,122千円、売上債権の増加299,070千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は142,210千円（前連結会計年度は121,486千円の支出）となりました。主な資金の変動要因としましては、有形固定資産の取得による支出27,619千円、無形固定資産の取得による支出42,905千円、投資有価証券の取得による支出30,240千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、得られた資金は526,261千円（前連結会計年度は464,263千円の収入）となりました。主な資金の変動要因としましては、借入金の増加によるものであります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは創業以来、自身を「IT企業」ではなく「ITを活用する企業」と定義し、プロダクトアウトではなくマーケットインの手法により、常に「お客様の具体的なニーズ」に対応する商品・サービスを提供してきました。

当社グループの中核事業であるITソリューション事業の「オムニチャネルプラットフォーム領域」は、消費者と企業があらゆるチャネルを通じてダイレクトに繋がる「デジタルトランスフォーメーション」を実現するためのプラットフォームであり、今後も市場の拡大が見込まれているため、さらに機能や利便性向上に取り組み、顧客基盤の拡充を果たしていきたいと考えています。

当社グループは、世の中をもっとよくするために課題となっていることが何かを見極め、当社グループが持つ「ハードウェア」「ソフトウェア」「リアル」「デジタル」のさまざまなチャネルと発想、技術で新たな答えを導き提供するために、「いまある課題に、まだない技術を」を事業方針としています。

今後は、こうした強みを活かして、IoTインテグレーション領域基盤の構築に注力してまいります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループ経営陣は、最大限入手可能な情報に基づき現状の事業環境を確認し、最善の経営方針を立案するよう努めてまいります。経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第10期連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当連結会計年度において、当社グループが実施した設備投資の総額は78,571千円であり、セグメントごとの設備投資につきましては、次のとおりであります。

(1) ITソリューション事業

当連結会計年度の主な設備投資は、ソフトウェア開発費用を中心として、総額40,670千円の投資を実施いたしました。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 流通ソリューション事業

当連結会計年度の主な設備投資は、雪見亭（スノーパウダー店舗）開店に伴う設備取得を中心として、総額17,056千円の投資を実施いたしました。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 全社共通

当連結会計年度の主な設備投資は、増床に伴う電源、空調及び防災等設備工事、並びにセキュリティシステムを中心として、総額20,844千円の投資を実施いたしました。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却又は売却はありません。

第11期第3四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日）

当第3四半期連結累計期間において、重要な設備の取得、除却等はありません。

なお、ITソリューション事業において、SaaS型店舗業務支援システム提供事業（Orange Tablet事業）を譲渡したことにより、ソフトウェア48,359千円を売却いたしました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	全社（共通）	事務所設備等	5,505	11,568	2,351	19,425	38 (3)

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。
 3. 上記の他、本社建物を賃借しており、年間賃借料は62,877千円であります。

(2) 国内子会社

平成28年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
㈱エスキュービ ズム・テクノロジー	東京都港区	ITソリューション事業	ソフトウェア	—	—	77,222	77,222	54 (10)
㈱エスキュービ ズム通商	東京都港区	流通ソリューション事業	ソフトウェア	—	0	1,183	1,183	25 (7)
㈱ネクストマー ケティング	東京都渋谷区	流通ソリューション事業	ソフトウェア	—	—	10,504	10,504	15 (—)
㈱エスキュービ ズム・FCコンサル ティング	東京都港区	流通ソリューション事業	店舗設備	4,162	867	—	5,030	1 (—)

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成29年1月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	本社 (東京都 港区)	全社 (共通)	管理基幹シス テム等	30,000	—	増資資金	平成29年6月	平成30年3月	(注) 2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,022,800	非上場	単元株式数は100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
計	2,022,800	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①第1回新株予約権 平成23年3月28日臨時株主総会決議及び平成23年3月29日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数（個）	50（注）7	50（注）7
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	40,000（注）1, 2, 7	40,000（注）1, 2, 7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	242（注）1, 3, 4	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年4月1日 至 平成30年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 242（注）1 資本組入額 121（注）1	同左
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6	同左

(注) 1. 当社は、平成23年4月28日開催の取締役会決議に基づき、平成23年5月31日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。また、平成27年11月4日開催の取締役会決議に基づき、平成27年11月30日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

3. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。

③新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。

6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。

- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、

（注）3、4で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑥新株予約権の行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書又は計画において定めるものとする。

7. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

②第3回新株予約権 平成26年3月10日臨時株主総会決議及び平成26年3月11日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	1,000(注)6	600(注)6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000(注)1,6,7	24,000(注)1,6,7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	625(注)2,3,7	同左
新株予約権の行使期間	自平成28年3月12日 至平成31年3月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 625(注)7 資本組入額 313(注)7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部又は全部を行使することが可能となる。

(a) 平成28年3月12日から平成29年3月11日までは、付与された新株予約権の個数の3分の1を上限として権利を行使することができる。

(b) 平成29年3月12日から平成30年3月11日までは、付与された新株予約権の個数の3分の2を上限として権利を行使することができる。

- (c) 平成30年3月12日から平成31年3月11日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。
- ④新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。
5. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2、3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
6. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。
7. 当社は、平成27年11月4日開催の取締役会決議に基づき、平成27年11月30日付で普通株式1株につき40株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③第4回新株予約権 平成27年11月19日臨時株主総会決議及び平成27年11月19日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	800	800
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,000(注)1,6	32,000(注)1,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	950(注)2,3,6	同左
新株予約権の行使期間	自平成29年11月20日 至平成32年11月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 950(注)6 資本組入額 475(注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部又は全部を行使することが可能となる。

(a) 平成29年11月20日から平成30年11月19日までは、付与された新株予約権の個数の3分の1を上限として権利を行使することができる。

(b) 平成30年11月20日から平成31年11月19日までは、付与された新株予約権の個数の3分の2を上限として権利を行使することができる。

(c) 平成31年11月20日から平成32年11月19日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使することができる。

③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。

④新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。

5. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、

（注）2、3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書又は計画において定めるものとする。

6. 当社は、平成27年11月4日開催の取締役会決議に基づき、平成27年11月30日付で普通株式1株につき40株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④第5回新株予約権 平成28年11月24日臨時株主総会決議及び平成28年11月24日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	—	19,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	19,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	950(注)2,3
新株予約権の行使期間	—	自平成30年11月26日 至平成33年11月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 950 資本組入額 475
新株予約権の行使の条件	—	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)5

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部又は全部を行使することが可能となる。

(a) 平成30年11月26日から平成31年11月25日までは、付与された新株予約権の個数の3分の1を上限として権利を行使することができる。

(b) 平成31年11月26日から平成32年11月25日までは、付与された新株予約権の個数の3分の2を上限として権利を行使することができる。

(c) 平成32年11月26日から平成33年11月25日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使することができる。

③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。

④新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。

5. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、

（注）2、3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書又は計画において定めるものとする。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成23年 5月31日 (注) 1.	45,410	47,800	—	70,000	—	51,575
平成26年 3月12日 (注) 2.	200	48,000	2,500	72,500	2,500	54,075
平成26年 3月27日 (注) 3.	1,200	49,200	7,750	80,250	7,750	61,825
平成27年 3月27日 (注) 4.	370	49,570	4,625	84,875	4,625	66,450
平成27年 7月23日 (注) 5.	1,000	50,570	12,500	97,375	12,500	78,950
平成27年11月30日 (注) 6.	1,972,230	2,022,800	—	97,375	—	78,950

(注) 1. 株式分割 (1 : 20) によるものであります。

2. 有償第三者割当

主な割当先 エスキュービズム従業員持株会 200株
発行価格 25,000円
資本組入額 12,500円

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 有償第三者割当

主な割当先 エスキュービズム従業員持株会 240株
エスキュービズム役員持株会 130株
発行価格 25,000円
資本組入額 12,500円

5. 転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の行使による増加であります。

6. 株式分割 (1 : 40) によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成29年 1月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	5	—	—	10	15	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	6,000	—	—	14,225	20,225	300
所有株式数の 割合 (%)	—	—	—	29.67	—	—	70.33	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年1月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,022,500	20,225	—
単元未満株式	普通株式 300	—	—
発行済株式総数	2,022,800	—	—
総株主の議決権	—	20,225	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権 (平成23年3月28日臨時株主総会決議及び平成23年3月29日取締役会決議)

決議年月日	平成23年3月29日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 本書提出日現在におきましては、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役の退任により当社取締役1名となっております。

②第3回新株予約権（平成26年3月10日臨時株主総会決議及び平成26年3月11日取締役会決議）

決議年月日	平成26年3月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）本書提出日現在におきましては、付与対象者の区分及び人数は、当社元取締役2名の辞任及び退職により、当社取締役1名、子会社取締役1名となっております。

③第4回新株予約権（平成27年11月19日 臨時株主総会決議及び取締役会決議）

決議年月日	平成27年11月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社子会社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

④第5回新株予約権（平成28年11月24日 臨時株主総会決議及び取締役会決議）

決議年月日	平成28年11月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 10
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元についても重要な経営課題と認識しております。当社は現在、成長過程にあると考えており、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

このことから、設立以来現在に至るまで利益配当を実施しておりません。経営成績及び財政状態を勘案し、内部留保の充実を図るため、第10期事業年度の配当につきましては、無配とさせていただきます。内部留保金につきましては、財務体質の強化及び今後の業容拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は年1回の期末配当で行うことを基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、現時点において今後の配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。今後は、必要な内部留保を確保しつつ、経営成績及び財政状態等を勘案しながら、利益還元を積極的に検討していく所存であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性5名 女性1名（役員のうち女性の比率16.7%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	—	藪崎 敬祐	昭和54年2月15日生	平成16年4月 ㈱リクルート（現㈱リクルートホールディングス）入社 平成18年5月 Aコマース㈱（現当社）設立、同社取締役社長（代表取締役）就任（現任）	(注) 3	1,299,600
取締役	—	武下 真典	昭和54年7月14日生	平成14年4月 フューチャーアーキテクト㈱入社 平成20年2月 当社入社 平成23年6月 当社取締役就任（現任） 平成26年4月 ㈱エスキュービズム・テクノロジー（現当社）設立、同社代表取締役就任 平成28年1月 ㈱エスキュービズム通商（現当社）取締役就任 平成28年9月 ㈱エスキュービズム・フードサービスシナジー代表取締役就任（現任）	(注) 3	16,520
取締役	—	真田 幹己	昭和58年3月26日生	平成17年9月 ㈱テレウェイブ（現㈱アイフラグ）入社 平成19年2月 STC㈱入社 平成23年6月 当社入社 平成26年4月 ㈱エスキュービズム・テクノロジー（現当社）取締役就任 平成26年6月 当社取締役就任（現任） 平成26年12月 ㈱エスキュービズム通商（現当社）設立、同社代表取締役就任	(注) 3	400
取締役 (監査等委員) (常勤)	—	角田 好志	昭和25年6月12日生	昭和44年4月 ㈱三井銀行（現㈱三井住友銀行）入行 平成2年12月 ㈱アクシオ常務取締役就任 平成9年1月 ㈱大塚商会顧問就任 平成9年5月 ㈱テンアートニ（現サイオステクノロジー㈱）設立、同社代表取締役就任 平成14年12月 ゼンド・オープンソースシステムズ㈱（現PCIアイオス㈱）設立、同社代表取締役就任 平成23年6月 当社常勤監査役就任 平成23年8月 当社監査役就任 平成23年8月 ㈱ハッシュュ監査役就任（現任） 平成26年7月 当社常勤監査役就任 平成28年11月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	(注) 4	1,880
取締役 (監査等委員)	—	小倉 親子	昭和44年9月17日生	平成7年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成10年4月 公認会計士登録 平成17年3月 税理士登録 平成19年1月 小倉親子公認会計士事務所開業（現任） 平成19年7月 株式会社ウフル監査役就任 平成19年9月 株式会社エムアンドシー代表取締役就任 平成23年3月 株式会社ウフル取締役就任 平成28年11月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	—	久保 賢太郎	昭和55年10月5日生	平成19年10月 第一東京弁護士会登録 平成19年10月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所 平成23年10月 経済産業省入省（商務情報政策局商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課） 平成26年4月 TMI総合法律事務所入所（現任） 平成28年11月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	(注) 4	—
計						1,318,400

(注) 1. 角田好志、小倉親子及び久保賢太郎は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 角田好志、委員 小倉親子、委員 久保賢太郎

3. 平成28年11月1日から、平成29年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 平成28年11月1日から、平成30年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主・取引先・債権者・従業員等のステークホルダーに対して、遵法性が確保された健全かつ透明性の高い企業経営を実践することにより、利益が最大化されるように事業を推進するとともに、長期的・継続的に企業価値を増大させることを経営上のもっとも重要で恒久的な課題のひとつとして位置付けております。

コーポレート・ガバナンスの更なる強化のため、各ステークホルダーへの説明責任の重視と充実、迅速かつ適切な情報開示等の実践に積極的に取り組んでまいります。

①企業統治の体制の概要

当社は、平成28年10月27日開催の臨時株主総会において監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。当該移行の理由は、取締役会における代表取締役決定や取締役選任議案の決定あるいは重要な業務執行の決定等に関して議決権を有しない監査役から構成される監査役会制度に比し、監査等を担い、かつ過半数が社外取締役である監査等委員が取締役会での議決権を有する監査等委員会設置会社に移行することで、取締役会によるマネジメント及びモニタリングの両面における機能強化を行おうとするものであります。このため、当社では取締役会及び監査等委員会を設置しております。

当社の主な機関等の機能は次のとおりであります。

イ. 取締役会

取締役会は、監査等委員である社外取締役3名を含む取締役6名で構成され、当社の経営に係わる重要事項の決定を行うとともに、会社の事業並びに経営全般に対する監督を行います。

ロ. 監査等委員会

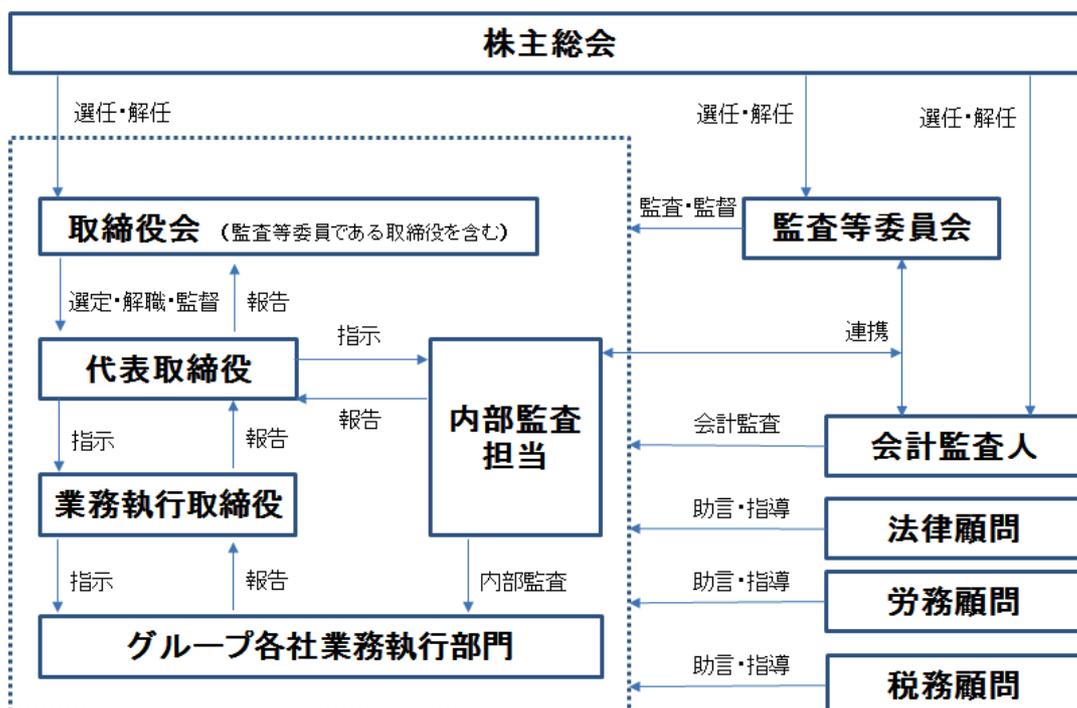
監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名で構成され、常勤監査等委員が業務執行の監査・監督を実施し、監査等委員会にて情報共有、必用な事項の協議・決定を行っております。

また、取締役会その他重要な会議に出席して意見を述べ、また取締役、使用人（内部監査担当を含む）、会計監査人等から報告を求め、その内容を検証することにより、業務執行を担う取締役の監査・監督を行い、経営の透明性・公正性を向上させる役割を担っています。

ハ. 会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、会社法監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

当社の企業統治の体制の概要は次のとおりであります。



②内部統制システムの整備の状況

当社グループは、企業活動の継続と企業価値の向上において、コーポレート・ガバナンス体制の強化とコンプライアンスの整備を重要事項と位置付け、以下のとおり定める内部統制システムの基本方針に従って体制を構築しております。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) グループの役職員は法令・定款・コンプライアンス関連規程及び社会規範を遵守した行動をとる。
 - (2) コンプライアンスの推進については、管理部で統括することとし、同部を中心にグループの役職員教育を行う。これらの活動は定期的に取り締役に報告されるものとする。
 - (3) グループの内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
 - (4) 監査等委員会は当社グループの法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
2. 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報については保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
3. 当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (1) グループのリスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、各グループ会社がリスクについての管理責任者を決定し、同規程にしたがったリスク管理体制を構築する。
 - (2) 当社の代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、当社及び子会社の経営環境、事業活動、会社財産の状況を踏まえたリスクの識別、分析及び評価を実施するとともにリスク対策を協議実行する。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - (2) 「取締役会規則」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」を定め、当社及び子会社の取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「業務分掌規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社統括担当部門は、所管業務を通じて、子会社の事業における内部統制システムの構築・整備・運用について指導・管理する。また、子会社の決算書類及びその他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
 - (2) 内部監査担当は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、取締役会は監査等委員と協議のうち、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を必要に応じて配置する。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人が監査等委員会補助職務を担うときは、独立した組織で監査等委員会直属とし、監査等委員以外の指揮命令は受けない配置とする。
 - (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得る。
8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役又は使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の通報状況及びその内容をすみやかに報告する。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
 - (2) 監査等委員会への通報を理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制とする。
 - (3) 監査等委員会は、取締役及び使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないものとする。また、監査等委員会は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとする。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員は、取締役会に出席するほか、重要な会議又は委員会に出席し、意見を述べることができるものとする。
 - (2) 監査等委員は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議ワークフロー等について、いつでも閲覧することができるものとする。

- (3) 代表取締役社長と監査等委員会は定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深めるように努める。
- (4) 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、金融商品取引法に定める内部統制報告制度を、当社グループの基盤強化を目的とした品質向上のための1つの経営課題と位置付け、すべての事業において財務報告に係る内部統制の整備・運用を図る。
- (2) 当社は、内部統制システムの確立を目的に、規程等の整備と周知・運用、適切な職務分掌による業務の相互牽制、ITシステム運用の適正な管理を実施するとともに、その構築状況を点検・監視し、発見された課題を改善していくための日常的モニタリング並びに独立的評価の仕組みを構築する。

③内部監査及び監査等委員会による監査の状況

当社の内部監査機関である内部監査担当（1名）は、「内部監査規程」及び「内部監査計画」に基づき、当社組織及び重要な子会社に対し業務監査を実施し、定期的に代表取締役及び監査等委員に報告しております。

また、監査等委員（常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名）は、取締役会その他重要な会議への出席や資料の閲覧、使用人（内部監査担当を含む）への聴取等を適宜行い、各取締役の業務執行状況を監査しております。監査等委員会は、内部監査担当と連携を図るとともに、会計監査人とも監査結果の報告と情報の共有を図り、緊密な連携をもって監査を実施しております。

④会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

また当社は、監査が実施される環境を適宜整備するとともに、株主及び投資家にとって有用な会計情報を提供するための会計処理方法、開示方法等の相談を同監査法人と随時行っております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は下記のとおりとなっております。

[業務を執行した公認会計士の氏名]

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 向井 誠
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

会計監査業務に係る補助者の構成は公認会計士6名、その他15名で構成されています。

なお、継続監査年数は、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

⑤社外取締役

当社の社外取締役は3名であり、全員が監査等委員であります。

監査等委員である社外取締役の角田好志氏は、ベンチャー企業経営者としての経験と銀行での企業管理の経験を持ち、企業経営及びIT業界における豊富な知識を有していることから、常勤監査等委員として、取締役会を含む重要な会議への出席、社内文書の閲覧、取締役及び使用人（内部監査担当を含む）からの情報提供等により、当社の経営を日常的に監査・監督しております。

監査等委員である社外取締役の小倉親子氏は、公認会計士及び税理士としての専門的知識と豊富な実務経験を活かして監査・監督を行っております。

監査等委員である社外取締役の久保賢太郎氏は、弁護士としての専門的な知見及び豊富な実務経験を活かして監査・監督を行っております。

角田好志氏が当社普通株式1,880株を保有しておりますが、それ以外に社外取締役3名と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係等の特別な利害関係はありません。

なお、当社は社外取締役の選任に際しては、見識や専門的な知識に基づく客観的、かつ適切な監督、又は監査が遂行できることを個別に判断しております。

⑥リスク管理体制の整備状況

当社グループでは、企業価値向上のためにはリスク管理が必要不可欠であると認識しており、「リスク管理規程」「コンプライアンス推進規程」等を定めることにより、グループ全役職員が高いリスク管理意識を持ち、法令等を遵守した行動、高い倫理感をもった行動をとることを周知徹底しております。

組織体制としては、当社代表取締役社長をリスク管理最高責任者兼コンプライアンス最高責任者と定め、当社グループ全体としてのリスク管理の責任者となっています。また、子会社において、代表取締役社長をリスク管理責任者兼コンプライアンス最高責任者に選任し、各社単位でのリスク管理の責任者としております。

実務レベルにおいては、当社管理部がグループ全体のリスク管理機能を担っており、リスク分析・評価と対策立案、個別リスク事案に対する対応等を実践しております。

リスク管理上のモニタリング制度としては、「リスク管理規程」により様々なリスク情報が当社管理部に集約される体制となっており、また、「内部通報規程」により、当社管理部長又は常勤監査等委員に違法行為等の情報が集約され、当社グループ全体における業務の適正確保を図っております。

また、コンプライアンス強化を目指し、社外の顧問弁護士や顧問社労士より適時指摘・アドバイス等を受けることによって体制を整えております。

⑦役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	77,374	77,374	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	1,200	1,200	—	—	—	1
社外取締役	—	—	—	—	—	—
社外監査役	4,800	4,800	—	—	—	2

(注) 1. 上記は平成28年3月期実績を記載しているため、役員区分は監査等委員ではなく監査役となっております。

2. 上記には、平成28年1月6日に辞任した取締役1名を含んでおります。

ロ. 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

監査等委員ではない取締役及び監査等委員である取締役の報酬等は定額固定の基本報酬であります。

当社の取締役の役員報酬の額については、法令の定めに基づき、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しており、各監査役の報酬額については法令の定めに基づき、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

なお、平成28年10月27日開催の臨時株主総会以降は、監査等委員ではない取締役の報酬は、法令の定めに基づき、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で取締役会の決議により、また、監査等委員である取締役の報酬額は、法令の定めに基づき、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

⑧取締役の定数

当社の監査等委員ではない取締役は5名以内、また、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑩責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、非業務執行取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができるものとしております。これに基づき、平成28年11月以降、非業務執行の社外取締役（監査等委員）と、当該責任限定契約を締結しております。

これは、社外取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑪株主総会の特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものであります。

⑫自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応して財務政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑬中間配当の決議要件

当社は、機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	8,200	—	13,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	8,200	—	13,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、監査日数、規模、業務の特性等の要素を勘案して、監査公認会計士等により作成及び提出された見積書に基づき、監査役会（監査等委員会設置会社移行後は監査等委員会）の同意を得たうえで取締役会で決議しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月28日内閣府令第22号）附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）及び当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、定期的に監査法人や専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへの参加や、会計専門誌等による情報収集等により、社内における専門知識を有する要員の育成に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	711,323	507,400
受取手形及び売掛金	409,068	708,139
商品及び製品	162,842	578,507
仕掛品	3,944	3,613
原材料及び貯蔵品	759	1,337
繰延税金資産	5,776	1,274
その他	94,108	128,136
貸倒引当金	△4,882	△16,207
流動資産合計	1,382,940	1,912,201
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,767	12,254
減価償却累計額	△844	△2,169
建物及び構築物（純額）	1,923	10,085
工具、器具及び備品	8,292	26,557
減価償却累計額	△3,917	△10,368
工具、器具及び備品（純額）	4,375	16,189
有形固定資産合計	6,298	26,274
無形固定資産		
ソフトウェア	118,947	91,261
のれん	5,929	4,477
その他	603	262
無形固定資産合計	125,479	96,000
投資その他の資産		
投資有価証券	—	30,240
長期貸付金	—	420
敷金及び保証金	77,482	110,307
その他	1,773	3,619
投資その他の資産合計	79,256	144,587
固定資産合計	211,034	266,863
資産合計	1,593,974	2,179,064

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	50,757	50,024
短期借入金	84,600	653,000
1年内返済予定の長期借入金	397,110	369,328
1年内償還予定の社債	58,400	33,200
未払金	79,624	137,864
未払法人税等	46,036	15,297
その他	136,882	159,104
流動負債合計	853,411	1,417,819
固定負債		
社債	33,200	—
長期借入金	626,204	645,247
固定負債合計	659,404	645,247
負債合計	1,512,815	2,063,066
純資産の部		
株主資本		
資本金	84,875	97,375
資本剰余金	66,450	78,950
利益剰余金	△72,335	△60,327
株主資本合計	78,990	115,998
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	2,169	—
その他の包括利益累計額合計	2,169	—
純資産合計	81,159	115,998
負債純資産合計	1,593,974	2,179,064

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成28年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	664,222
受取手形及び売掛金	720,174
商品及び製品	514,882
仕掛品	8,570
繰延税金資産	5,520
前渡金	245,655
その他	48,974
貸倒引当金	△23,840
流動資産合計	2,184,159
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	8,135
工具、器具及び備品（純額）	26,498
有形固定資産合計	34,634
無形固定資産	
ソフトウェア	77,169
その他	227
無形固定資産合計	77,396
投資その他の資産	
投資有価証券	30,440
敷金及び保証金	72,517
その他	2,864
投資その他の資産合計	105,822
固定資産合計	217,853
資産合計	2,402,013

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成28年12月31日)

負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	15,604
短期借入金	800,000
1年内返済予定の長期借入金	314,671
未払金	126,145
未払法人税等	667
その他	207,845
流動負債合計	1,464,934
固定負債	
長期借入金	686,585
固定負債合計	686,585
負債合計	2,151,519
純資産の部	
株主資本	
資本金	97,375
資本剰余金	78,950
利益剰余金	74,168
株主資本合計	250,494
純資産合計	250,494
負債純資産合計	2,402,013

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	3,860,406	5,534,008
売上原価	2,729,708	3,864,444
売上総利益	1,130,697	1,669,564
販売費及び一般管理費	※1,※2 1,079,772	※1,※2 1,594,829
営業利益	50,925	74,735
営業外収益		
受取利息	142	143
受取保険金	5,427	—
為替差益	4,653	—
補助金収入	—	12,641
その他	12,721	2,750
営業外収益合計	22,945	15,534
営業外費用		
支払利息	15,356	20,139
為替差損	—	1,971
その他	2,921	3,629
営業外費用合計	18,277	25,740
経常利益	55,593	64,529
特別利益		
債務免除益	6,822	—
特別利益合計	6,822	—
特別損失		
固定資産除却損	※3 1,043	※3 1,634
和解金	9,543	8,400
関係会社整理損	—	1,471
関係会社株式売却損	406	—
特別損失合計	10,993	11,506
税金等調整前当期純利益	51,422	53,023
法人税、住民税及び事業税	48,203	36,513
法人税等調整額	△5,776	4,502
法人税等合計	42,426	41,015
当期純利益	8,995	12,007
非支配株主に帰属する当期純利益	1,011	—
親会社株主に帰属する当期純利益	7,984	12,007

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	8,995	12,007
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1,192	△2,169
その他の包括利益合計	※ 1,192	※ △2,169
包括利益	10,188	9,838
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	9,176	9,838
非支配株主に係る包括利益	1,011	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
売上高	4,124,920
売上原価	2,871,638
売上総利益	1,253,281
販売費及び一般管理費	1,123,723
営業利益	129,558
営業外収益	
受取利息	28
その他	3,617
営業外収益合計	3,646
営業外費用	
支払利息	14,506
為替差損	4,096
その他	5,792
営業外費用合計	24,395
経常利益	108,809
特別利益	
事業譲渡益	101,640
特別利益合計	101,640
特別損失	
固定資産除却損	※1 723
店舗閉鎖損失	10,753
特別退職金	6,933
減損損失	※2 3,751
特別損失合計	22,161
税金等調整前四半期純利益	188,288
法人税等	53,792
四半期純利益	134,495
非支配株主に帰属する四半期純利益	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	134,495

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
四半期純利益	134,495
四半期包括利益	134,495
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	134,495
非支配株主に係る四半期包括利益	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	80,250	61,825	△80,319	61,756
当期変動額				
新株の発行	4,625	4,625	—	9,250
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	7,984	7,984
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	4,625	4,625	7,984	17,234
当期末残高	84,875	66,450	△72,335	78,990

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	976	976	9,645	72,377
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	9,250
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	7,984
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,192	1,192	△9,645	△8,452
当期変動額合計	1,192	1,192	△9,645	8,781
当期末残高	2,169	2,169	—	81,159

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	84,875	66,450	△72,335	78,990
当期変動額				
新株の発行	12,500	12,500	—	25,000
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	12,007	12,007
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	12,500	12,500	12,007	37,007
当期末残高	97,375	78,950	△60,327	115,998

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	2,169	2,169	81,159
当期変動額			
新株の発行	—	—	25,000
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	12,007
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,169	△2,169	△2,169
当期変動額合計	△2,169	△2,169	34,838
当期末残高	—	—	115,998

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	51,422	53,023
減価償却費	79,942	80,077
のれん償却額	1,422	1,452
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2,758	11,324
受取利息及び受取配当金	△142	△143
支払利息	15,356	20,139
為替差損益 (△は益)	△93	1,863
債務免除益	△6,822	—
固定資産除却損	1,043	1,634
関係会社株式売却損益 (△は益)	406	—
関係会社整理損	—	1,471
和解金	9,543	8,400
売上債権の増減額 (△は増加)	△84,660	△299,070
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△68,851	△416,122
仕入債務の増減額 (△は減少)	△26,434	7,003
その他	73,719	43,616
小計	43,092	△485,331
利息及び配当金の受取額	141	144
利息の支払額	△16,013	△19,790
和解金の支払額	△9,543	△8,400
法人税等の支払額	△2,226	△66,443
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,449	△579,821
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△34,583	△3,494
定期預金の払戻による収入	20,000	—
有形固定資産の取得による支出	△10,050	△27,619
無形固定資産の取得による支出	△63,844	△42,905
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △960	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	※3 △12,670	—
関係会社の整理による収入	—	8,412
貸付けによる支出	△12,204	△13,075
貸付金の回収による収入	1,030	840
投資有価証券の取得による支出	—	△30,240
敷金及び保証金の差入による支出	△8,252	△34,108
その他	50	△20
投資活動によるキャッシュ・フロー	△121,486	△142,210
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	19,536	568,400
長期借入れによる収入	895,000	760,000
長期借入金の返済による支出	△451,123	△768,739
社債の発行による収入	25,000	—
社債の償還による支出	△33,400	△33,400
株式の発行による収入	9,250	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	464,263	526,261
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,286	△776
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	359,512	△196,547
現金及び現金同等物の期首残高	321,523	681,036
現金及び現金同等物の期末残高	※1 681,036	※1 484,488

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

すべての子会社を連結しております。

主要な連結子会社の名称

㈱エスキュービズム・テクノロジー

㈱エスキュービズム通商

㈱エスキュービズムLCD

㈱ネクストマーケティング

㈱エスキュービズムキャリア総合研究所

㈱エスキュービズム上越農園

㈱ICE CAP JAPAN

SCUBISM KOREA Co., Ltd.

㈱エスキュービズム・テクノロジー、㈱ネクストマーケティング、㈱エスキュービズム上越農園及び㈱ICE CAP JAPANについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました㈱エスキュービズム・グローバルリテイリングと㈱エスキュービズム・エレクトリック、また、当連結会計年度に買収により連結子会社となりました㈱エスキュービズム・フードトレーディング(旧社名㈱ボンドコミュニケーションズ)については、平成27年3月26日に設立いたしました㈱エスキュービズム通商との合併に伴う消滅のため、連結の範囲から除いており、存続会社であります㈱エスキュービズム通商が新たに連結子会社となりました。

また、前連結会計年度において連結子会社でありました㈱ユニソンプラネットについては保有株式の売却、㈱クラウドについては清算したため、それぞれ連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SCUBISM KOREA Co., Ltd.の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(イ) 商品及び製品

主として先入先出法(中古車については個別法)

(ロ) 仕掛品

個別法

(ハ) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

工具、器具及び備品 2～8年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

市場販売目的のソフトウェア

販売可能な見込有効期間（3年）に基づく定額法によっております。

③長期前払費用

定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

①株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

②社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

原則として5年間の定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 9社

すべての子会社を連結しております。

主要な連結子会社の名称

㈱エスキュービズム・テクノロジー

㈱エスキュービズム通商

㈱エスキュービズムLCD

㈱ネクストマーケティング

㈱エスキュービズムキャリア総合研究所

㈱エスキュービズム・ライフラボ（旧㈱エスキュービズム上越農園）

㈱エスキュービズム・フードサービスシナジー（旧㈱ICE CAP JAPAN）

㈱エスキュービズム・FCコンサルティング

㈱エスキュービズム・リレーションデザイン

㈱エスキュービズム・FCコンサルティング及び㈱エスキュービズム・リレーションデザインについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたSCUBISM KOREA Co., Ltd. は清算したため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(イ) 商品及び製品

主として先入先出法（中古車については個別法）

(ロ) 仕掛品

個別法

(ハ) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

工具、器具及び備品 2～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

市場販売目的のソフトウェア

販売可能な見込有効期間（3年）に基づく定額法によっております。

③長期前払費用

定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

①株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

②社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

原則として5年間の定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

下記の会計方針の変更に関する注記は、連結財務諸表規則附則第2項及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月28日内閣府令第22号)附則第3条第1項ただし書き(以下「連結財務諸表規則附則第2項等」という。)の規定に基づき、平成27年4月1日に開始する連結会計年度(以下「翌連結会計年度」という。)における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を翌連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。連結財務諸表規則附則第2項等の規定に基づき、当該表示の変更を反映させるため、当連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

- ・「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)
- ・「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)

(1) 概要

子会社株式の追加取得等において、支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、取得関連費用の取扱い、当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更並びに暫定的な会計処理の確定の取扱い等について改正されました。

(2) 適用予定日

平成28年3月期の期首から適用します。

なお、暫定的な会計処理の確定の取扱いについては、平成28年3月期の期首以後実施される企業結合から適用します。

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
役員報酬	115,149千円	128,099千円
給料及び手当	281,299	420,251
販売手数料	177,060	235,228
貸倒引当金繰入額	2,695	11,527

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
研究開発費	1,571千円	19,207千円

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
工具、器具及び備品	一千円	1,634千円
ソフトウェア	1,043	—
計	1,043	1,634

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,192千円	△2,169千円
組替調整額	—	—
税効果調整前	1,192	△2,169
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	1,192	△2,169
その他の包括利益合計	1,192	△2,169

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	49,200	370	—	49,570
合計	49,200	370	—	49,570

(注) 普通株式の株式数の増加370株は第三者割当増資によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	—	1,000	—	1,000	—
合計			—	1,000	—	1,000	—

(注) 転換社債型新株予約権付社債の発行による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1、2	49,570	1,973,230	—	2,022,800
合計	49,570	1,973,230	—	2,022,800

(注) 1. 当社は、平成27年11月30日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加1,973,230株は株式分割による増加1,972,230株、並びに新株予約権の行使による増加1,000株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	1,000	—	1,000	—	—
合計			1,000	—	1,000	—	—

(注) 転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の行使による減少であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	711,323千円	507,400千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△30,287	△22,911
現金及び現金同等物	681,036	484,488

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

株式取得により新たに(株)ボンドコミュニケーションズを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出との関係は次のとおりであります。

流動資産	2,468千円
固定資産	—
のれん	7,260
流動負債	△6,858
固定負債	△1,870
株式の取得価額	1,000
取得時の現金及び現金同等物	△39
差引：取得による支出	△960

当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

該当事項はありません。

※3 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

株式の売却により連結子会社でなくなった(株)ユニソンプラネットの売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による支出との関係は次のとおりであります。

流動資産	37,492千円
固定資産	9,349
のれん	951
流動負債	△24,679
固定負債	△2,847
非支配株主持分	△10,656
関係会社株式売却損	△406
株式の売却価額	9,204
売却時の現金及び現金同等物	△21,874
差引：売却による支出	△12,670

当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

該当事項はありません。

※4 重要な非資金取引の内容

新株予約権に関するもの

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
新株予約権の行使による資本金増加額	—	12,500千円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	—	12,500
新株予約権の行使による新株予約権付社債減少額	—	25,000

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にECサイト構築の請負開発サービスを提供するITソリューション事業と、ITを基盤とした流通ソリューション事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は主に事業に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部門が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、管理部門が定期的に資金繰計画を作成及び更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	711,323	711,323	—
(2) 受取手形及び売掛金	409,068		
貸倒引当金(*1)	△4,882		
	404,185	404,185	—
資産計	1,115,508	1,115,508	—
(1) 支払手形及び買掛金	50,757	50,757	—
(2) 短期借入金	84,600	84,600	—
(3) 未払金	79,624	79,624	—
(4) 未払法人税等	46,036	46,036	—
(5) 社債(*2)	91,600	91,452	△147
(6) 長期借入金(*2)	1,023,314	1,022,442	△871
負債計	1,375,932	1,374,913	△1,019

(*1) 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年以内返済(償還)予定の金額を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債、(6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

敷金及び保証金（連結貸借対照表計上額77,482千円）については、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であり、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	711,323	—	—	—
受取手形及び売掛金	409,068	—	—	—
合計	1,120,391	—	—	—

4. 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	58,400	33,200	—	—	—	—
長期借入金	397,110	300,884	173,318	97,210	54,792	—
合計	455,510	334,084	173,318	97,210	54,792	—

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にECサイト構築の請負開発サービスを提供するITソリューション事業と、ITを基盤とした流通ソリューション事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は主に事業に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部門が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、管理部門が定期的に資金繰計画を作成及び更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	507,400	507,400	—
(2) 受取手形及び売掛金	708,139		
貸倒引当金 (*1)	△7,572		
	700,566	700,566	—
資産計	1,207,966	1,207,966	—
(1) 支払手形及び買掛金	50,024	50,024	—
(2) 短期借入金	653,000	653,000	—
(3) 1年内償還予定の社債	33,200	33,246	46
(4) 未払金	137,864	137,864	—
(5) 未払法人税等	15,297	15,297	—
(6) 長期借入金 (*2)	1,014,575	1,013,732	△842
負債計	1,903,961	1,903,165	△795

(*1) 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年以内返済予定の金額を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内償還予定の社債、(6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

敷金及び保証金（連結貸借対照表計上額110,307千円）については、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であり、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としておりません。

また、非上場株式（連結貸借対照表計上額30,240千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	507,400	—	—	—
受取手形及び売掛金	708,139	—	—	—
合計	1,215,539	—	—	—

4. 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	33,200	—	—	—	—	—
長期借入金	369,328	254,820	191,789	139,928	58,710	—
合計	402,528	254,820	191,789	139,928	58,710	—

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成23年ストックオプション	平成26年ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,000株	普通株式 1,200株
付与日	平成23年3月30日	平成26年3月12日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。	新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成25年4月1日 至 平成30年3月31日	自 平成28年3月12日 至 平成31年3月11日

(注) 平成23年5月31日付株式分割(1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成27年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成23年ストックオプション	平成26年ストックオプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	1,200
付与	—	—
失効	—	200
権利確定	—	—
未確定残	—	1,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	2,000	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	1,000	—
未行使残	1,000	—

(注) 平成23年5月31日付株式分割(1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	平成23年ストックオプション	平成26年ストックオプション
権利行使価格 (円)	9,650	25,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 平成23年5月31日付株式分割（1株につき20株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開株式会社であるため、公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

なお、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しており、付与時点の単位当たりの本源的価値は零となり、ストック・オプションの公正な評価単価も零と算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成23年ストックオプション	平成26年ストックオプション	平成27年ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社従業員 4名	当社取締役 1名 当社子会社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 120,000株	普通株式 48,000株	普通株式 32,000株
付与日	平成23年3月30日	平成26年3月12日	平成27年11月20日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。	新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。	新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成25年4月1日 至 平成30年3月31日	自 平成28年3月12日 至 平成31年3月11日	自 平成29年11月20日 至 平成32年11月19日

（注） 平成23年5月31日付株式分割（1株につき20株の割合）及び平成27年11月30日付株式分割（1株につき40株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成23年 ストックオプション	平成26年 ストックオプション	平成27年 ストックオプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	40,000	—
付与	—	—	32,000
失効	—	—	—
権利確定	—	40,000	—
未確定残	—	—	32,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	40,000	—	—
権利確定	—	40,000	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	40,000	40,000	—

（注） 平成23年5月31日付株式分割（1株につき20株の割合）及び平成27年11月30日付株式分割（1株につき40株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	平成23年 ストックオプション	平成26年 ストックオプション	平成27年 ストックオプション
権利行使価格 (円)	242	625	950
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 平成23年5月31日付株式分割（1株につき20株の割合）及び平成27年11月30日付株式分割（1株につき40株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開株式であるため、公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

なお、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しており、付与時点の単位当たりの本源的価値は零となり、ストック・オプションの公正な評価単価も零と算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成27年 3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成27年 3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	4,553千円
繰越欠損金	53,897
その他	1,223
繰延税金資産小計	59,673
評価性引当額	△53,897
計	5,776
繰延税金資産の純額	5,776

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成27年 3月31日)
法定実効税率	37.1%
(調整)	
評価性引当額の増減額	40.9
法人税等の特別控除	△12.6
住民税均等割等	4.0
連結修正による影響	13.3
軽減税率による影響	△2.2
その他	2.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	82.5%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に国会で成立し、平成27年4月1日以降開始される連結会計年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年4月1日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の37.1%から35.4%に変更されております。

この税率変更による影響は軽微であります。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,366千円
繰越欠損金	76,787
貸倒引当金	2,300
その他	3,624
繰延税金資産小計	84,078
評価性引当額	△82,804
計	1,274
繰延税金資産の純額	1,274

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.4%
(調整)	
評価性引当額の増減額	57.0
法人税等の特別控除	△9.0
住民税均等割等	3.8
連結修正による影響	△9.1
その他	△0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	77.4%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降開始される連結会計年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年4月1日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の35.4%から34.8%に変更されております。

この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(共通支配下の取引)

当社は、平成26年4月1日付にて会社分割を実施し、持株会社制へと移行しました。なお、当社は同日付にて「(株)エスキュービズム」から「(株)エスキュービズム・ホールディングス」に商号を変更しております。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及び事業内容

結合当事企業の名称 : (株)エスキュービズム・テクノロジー
事業の名称 : EC・小売業向けソリューション事業
事業の内容 : 主として、ECサイト構築、オムニチャネルシステム構築の受託開発

結合当事企業の名称 : (株)エスキュービズム・メディアラボ
事業の名称 : 会社なび就職活動事業
事業の内容 : 主として、インターネットを活用した、就職活動情報提供サービス

結合当事企業の名称 : (株)エスキュービズム・ビジネスマッチング
事業の名称 : 会社なび外注先探し事業
事業の内容 : 主として、インターネットを活用した、仕事を依頼したい企業(依頼企業)と、受注したい企業(受託企業)とを結びつけるビジネスマッチングサービス

(2) 企業結合日

平成26年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、分割により設立した「(株)エスキュービズム・テクノロジー」、「(株)エスキュービズム・メディアラボ」及び「(株)エスキュービズム・ビジネスマッチング」を承継会社とする新設分割

(4) 結合後企業の名称

(株)エスキュービズム・テクノロジー
(株)エスキュービズム・メディアラボ
(株)エスキュービズム・ビジネスマッチング

(5) その他取引の概要

当社グループが持株会社制に移行した目的は以下のとおりです。

グループ内の各事業会社が属する事業領域において独自の強みを発揮し、スピーディな意思決定、市場環境の変化に迅速に対応し、各事業領域における市場の発展とグループの成長を目指し、また、グループ内の各事業会社が、それぞれの特性に応じて、お客様起点に立脚した新たなサービス、システム、製品の創造とお客様満足獲得力の強化を図るため、会社分割の方法により持株会社へ移行いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 (株)ボンドコミュニケーションズ
事業の内容 食品の企画、卸販売等

②企業結合を行った主な理由

同社の株式取得により食品事業に参入するため。

③企業結合日

平成26年5月20日

④企業結合の法的形式

株式の取得

⑤結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った根拠

現金を対価とした株式取得により、当社が同社の議決権の100%を取得したため。

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の実績の期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(3) 被連結会社の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日に交付した(株)ボンドコミュニケーションズの普通株式の時価	1,000千円
取得原価		1,000千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

7,260千円

②発生原因

主として今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳

流動資産 2,468千円
資産合計 2,468
流動負債 6,858
固定負債 1,870
負債合計 8,728

(6) 企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度開始の日に企業結合が完了したとみなし会計処理を行っているため、連結損益計算書に及ぼす影響はありません。

当連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、子会社を基礎とした事業分野を構築しており、「ITソリューション事業」及び「流通ソリューション事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「ITソリューション事業」は、オムニチャネルプラットフォームとIoTインテグレーションの2つの領域で構成されている事業で、子会社の(株)エスキュービズム・テクノロジー及び(株)エスキュービズムキャリア総合研究所で構成されます。

「流通ソリューション事業」は、ITを基盤としながら現実の流通分野を、家電・食品や中古車などを通じてITとのシナジーで高度に効率化していく事業で、子会社の(株)エスキュービズム通商、(株)エスキュービズムLCD、(株)ネクストマーケティング等で構成されます。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に採用している会計処理の方法と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

なお、当社では、事業セグメントへの資産の配分は行っておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	IT ソリューション 事業	流通 ソリューション 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,502,895	2,357,510	3,860,406	—	3,860,406
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,200	25,561	30,761	△30,761	—
計	1,508,095	2,383,072	3,891,168	△30,761	3,860,406
セグメント利益 又は損失(△)	485,579	△64,377	421,202	△370,276	50,925
その他の項目					
減価償却費	61,560	16,973	78,533	1,409	79,942
のれんの償却額	91	1,331	1,422	—	1,422

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△370,276千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、子会社を基礎とした事業分野を構築しており、「ITソリューション事業」及び「流通ソリューション事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「ITソリューション事業」は、オムニチャネルプラットフォームとIoTインテグレーションの2つの領域で構成されている事業で、子会社の(株)エスキュービズム・テクノロジー及び(株)エスキュービズムキャリア総合研究所で構成されます。

「流通ソリューション事業」は、ITを基盤としながら現実の流通分野を、家電・食品や中古車などを通じてITとのシナジーで高度に効率化していく事業で、子会社の(株)エスキュービズム通商、(株)エスキュービズムLCD、(株)ネクストマーケティング、(株)エスキュービズム・ライフラボ、(株)エスキュービズム・フードサービスシナジー、(株)エスキュービズム・FCコンサルティング及び(株)エスキュービズム・リレーションデザインで構成されます。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に採用している会計処理の方法と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

なお、当社では、事業セグメントへの資産の配分は行っておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	IT ソリューション 事業	流通 ソリューション 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,601,515	3,931,243	5,532,758	1,250	5,534,008
セグメント間の内部 売上高又は振替高	17,800	83,424	101,224	△101,224	—
計	1,619,315	4,014,668	5,633,983	△99,974	5,534,008
セグメント利益	519,690	105,008	624,699	△549,964	74,735
その他の項目					
減価償却費	58,358	18,878	77,236	2,840	80,077
のれんの償却額	—	1,452	1,452	—	1,452

(注) 1. セグメント利益の調整額△549,964千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アマゾンジャパン合同会社	914,913	流通ソリューション事業
楽天(株)	588,429	流通ソリューション事業

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アマゾンジャパン合同会社	1,387,640	流通ソリューション事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			全社・消去	合計
	ITソリューション事業	流通ソリューション事業	合計		
当期末残高	—	5,929	5,929	—	5,929

（注）のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			全社・消去	合計
	ITソリューション事業	流通ソリューション事業	合計		
当期末残高	—	4,477	4,477	—	4,477

（注）のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	藪崎 敬祐	—	—	提出会社 代表取締役	(被所有) 直接 64.8	債務被保証	銀行借入に 対する債務 被保証	639,462	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 当社は銀行借入に対して、代表取締役藪崎敬祐より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	藪崎 敬祐	—	—	提出会社 代表取締役	(被所有) 直接 64.3	債務被保証	銀行借入に 対する債務 被保証	350,213	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 当社は銀行借入に対して、代表取締役藪崎敬祐より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	40円93銭	57円35銭
1株当たり当期純利益金額	4円06銭	5円97銭

- 注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成27年11月30日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	7,984	12,007
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(千円)	7,984	12,007
期中平均株式数(株)	1,968,203	2,010,416
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益金額の算定に含め なかった潜在株式の概要	平成23年3月30日付与の新株予約権 普通株式 40,000株 平成26年3月12日付与の新株予約権 普通株式 40,000株 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	平成23年3月30日付与の新株予約権 普通株式 40,000株 平成26年3月12日付与の新株予約権 普通株式 40,000株 平成27年11月20日付与の新株予約権 普通株式 32,000株 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。

(重要な後発事象)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、平成28年7月21日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社子会社である㈱エスキュービズム・テクノロジー、㈱エスキュービズム通商及び㈱エスキュービズム・ライフラボを消滅会社とする吸収合併を決議し、平成28年10月1日をもって吸収合併いたしました。

(1) 合併の目的

IoT事業に経営資源を集約するにあたり、当該各社で行っているIoT製品の企画開発を、当社グループとして推し進めることが企業価値の最大化につながり、また、企業ブランディングの観点からも望ましいと判断したためであります。

(2) 合併の日程

合併効力発生日 平成28年10月1日

(3) 合併の形式

当社を存続会社とする吸収合併方式により行いました。

(4) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

(新株予約権の発行)

当社は、平成28年11月24日開催の取締役会において、同日開催の臨時株主総会の決議に基づき、当社の従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成28年11月25日に付与いたしました。

1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 19,500株（新株予約権1個当たり1株）

なお、下記6に定める新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員 10名 19,500個

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えの金銭の払い込みは要しないこととする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成30年11月26日から平成33年11月25日までとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、950円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

6. 新株予約権の割当日

平成28年11月25日

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間において、当社の完全子会社であった㈱エスキュービズム・FCコンサルティング、㈱エスキュービズム・リレーションデザイン及び㈱エスキュービズムキャリア総合研究所は、㈱エスキュービズム・テクノロジーを存続会社とする吸収合併により消滅し、当社の完全子会社であった㈱ネクストマーケティングは、㈱エスキュービズム通商を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

また、当第3四半期連結会計期間において、当社の完全子会社であった㈱エスキュービズム・テクノロジー、㈱エスキュービズム通商及び㈱エスキュービズム・ライフラボは、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結損益計算書関係)

※1 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間
(自 平成28年4月1日
至 平成28年12月31日)

工具、器具及び備品

723千円

※2 減損損失

当第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)において、以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都港区	食品(ドライフルーツ等の製造販売)事業	のれん	3,751
	合計		3,751

当社グループは、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

「流通ソリューション事業」セグメントにおける食品(ドライフルーツ等の製造販売)事業につきまして、当第3四半期連結会計期間において事業撤退したため、のれんの帳簿価額全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能額は使用価値によって測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能額は零として算定しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	
減価償却費	35,781千円
のれんの償却額	726

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日）

配当金支払額

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	IT ソリューション 事業	流通 ソリューション 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,515,019	2,609,900	4,124,920	—	4,124,920
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,690	36,600	39,290	△39,290	—
計	1,517,709	2,646,500	4,164,210	△39,290	4,124,920
セグメント利益	523,676	17,442	541,118	△411,560	129,558

(注) 1 セグメント利益の調整額△411,560千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第3四半期連結会計期間に、「流通ソリューション事業」セグメントにおいて、3,751千円の減損損失を計上しております。

(のれんの金額の重要な変動)

「流通ソリューション事業」セグメントにおける食品（ドライフルーツ等の製造販売）事業につきまして、当第3四半期連結会計期間において事業撤退したため、同事業で生じたのれんについて、3,751千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、上記（固定資産に係る重要な減損損失）の中に、当該のれんの減損損失も含めて記載しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(連結子会社の吸収合併)

当社は、平成28年7月21日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社子会社である(株)エスキュービズム・テクノロジー、(株)エスキュービズム通商及び(株)エスキュービズム・ライフラボを消滅会社とする吸収合併を決議し、平成28年10月1日をもって吸収合併いたしました。また、同日付で当社は(株)エスキュービズムに社名を変更いたしました。

1. 合併の概要

(1) 合併の目的

IoT事業に経営資源を集約するにあたり、当該各社で行っているIoT製品の企画開発を、当社グループとして推し進めることが企業価値の最大化につながり、また、企業ブランディングの観点からも望ましいと判断したためであります。

(2) 企業結合日

平成28年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、当社子会社である(株)エスキュービズム・テクノロジー、(株)エスキュービズム通商及び(株)エスキュービズム・ライフラボを消滅会社とする吸収合併方式

(4) 結合後企業の名称

(株)エスキュービズム

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	66円49銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	134,495
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	134,495
普通株式の期中平均株式数(株)	2,022,800
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成28年11月26日付与の新株予約権 普通株式 19,500株 なお、新株予約権の概要は「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱エスキュービズム・ホールディングス	第1回期限前償還 条項付無担保社債	平成25年12月12日	91,600	33,200 (33,200)	各利息期間の開始直前の利息支払期日の2銀行営業日前の株式会社みずほ銀行が提示する東京銀行間市場における円の6ヶ月預金のオフワードレートとする。	なし	平成28年11月30日
合計	—	—	91,600	33,200 (33,200)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
33,200	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	84,600	653,000	0.95	—
1年以内に返済予定の長期借入金	397,110	369,328	1.55	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	626,204	645,247	1.42	平成30~33年
合計	1,107,914	1,667,575	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	254,820	191,789	139,928	58,710

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	196,149	162,158
前払費用	8,038	11,309
未収入金	104,383	92,465
関係会社未収入金	13,326	160,343
関係会社短期貸付金	314,912	656,100
その他	15,195	16,698
貸倒引当金	—	△2,025
流動資産合計	652,005	1,097,050
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,093	6,806
減価償却累計額	△691	△1,300
建物（純額）	1,401	5,505
工具、器具及び備品	927	14,439
減価償却累計額	△738	△2,871
工具、器具及び備品（純額）	189	11,568
有形固定資産合計	1,591	17,074
無形固定資産		
ソフトウェア	—	2,351
その他	314	262
無形固定資産合計	314	2,613
投資その他の資産		
投資有価証券	—	30,240
関係会社株式	386,900	448,000
長期前払費用	1,077	486
長期貸付金	—	420
敷金及び保証金	73,460	101,393
その他	675	834
投資その他の資産合計	462,113	581,374
固定資産合計	464,019	601,062
資産合計	1,116,025	1,698,112

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	84,600	545,000
1年内返済予定の長期借入金	294,974	208,788
1年内償還予定の社債	58,400	33,200
未払金	14,397	22,238
未払費用	30,017	38,594
関係会社未払金	98,367	222,577
関係会社短期借入金	103,170	244,000
未払法人税等	527	290
預り金	4,532	6,604
その他	433	—
流動負債合計	689,420	1,321,292
固定負債		
社債	33,200	—
長期借入金	280,300	188,607
固定負債合計	313,500	188,607
負債合計	1,002,920	1,509,899
純資産の部		
株主資本		
資本金	84,875	97,375
資本剰余金		
資本準備金	66,450	78,950
資本剰余金合計	66,450	78,950
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△38,220	11,887
利益剰余金合計	△38,220	11,887
株主資本合計	113,104	188,213
純資産合計	113,104	188,213
負債純資産合計	1,116,025	1,698,112

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益	※1 414,600	※1 605,550
販売費及び一般管理費	※2 371,045	※2 533,414
営業利益	43,554	72,135
営業外収益		
受取利息	2,040	5,084
補助金収入	—	3,742
受取保険金	5,427	—
保険解約返戻金	2,514	—
為替差益	5,034	—
その他	783	1,496
営業外収益合計	15,801	10,324
営業外費用		
支払利息	13,383	14,867
その他	1,035	2,526
営業外費用合計	14,419	17,393
経常利益	44,936	65,066
特別損失		
固定資産除却損	※3 1,043	—
関係会社株式評価損	—	10,000
関係会社整理損	—	4,668
和解金	9,543	—
抱合せ株式消滅差損	159	—
特別損失合計	10,746	14,668
税引前当期純利益	34,190	50,398
法人税、住民税及び事業税	654	290
法人税等合計	654	290
当期純利益	33,535	50,108

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	80,250	61,825	61,825	△71,756	△71,756	70,319	70,319
当期変動額							
新株の発行	4,625	4,625	4,625	—	—	9,250	9,250
当期純利益	—	—	—	33,535	33,535	33,535	33,535
当期変動額合計	4,625	4,625	4,625	33,535	33,535	42,785	42,785
当期末残高	84,875	66,450	66,450	△38,220	△38,220	113,104	113,104

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	84,875	66,450	66,450	△38,220	△38,220	113,104	113,104
当期変動額							
新株の発行	12,500	12,500	12,500	—	—	25,000	25,000
当期純利益	—	—	—	50,108	50,108	50,108	50,108
当期変動額合計	12,500	12,500	12,500	50,108	50,108	75,108	75,108
当期末残高	97,375	78,950	78,950	11,887	11,887	188,213	188,213

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 6～8年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- (3) 長期前払費用
定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

- (1) 株式交付費
支出時に全額費用として処理しております。
- (2) 社債発行費
支出時に全額費用として処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。

また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1. 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

(1) 債務保証

前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
(株)エスキュービズム・テクノロジー	96,310千円	(株)エスキュービズム・テクノロジー	78,990千円
(株)エスキュービズム通商	102,420	(株)エスキュービズム通商	80,100
(株)ネクストマーケティング	19,000	(株)ネクストマーケティング	15,000
計	217,730	計	174,090

(損益計算書関係)

※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益	414,600千円	604,300千円

※2. 一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度並びに当事業年度とも100%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
役員報酬	62,575千円	83,374千円
給料及び手当	105,026	169,171
採用費	30,963	55,925
地代家賃	52,821	63,336
減価償却費	1,356	2,840
貸倒引当金繰入額	—	2,025

※3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
ソフトウェア	1,043千円	—千円

(有価証券関係)

前事業年度 (平成27年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式386,900千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (平成28年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式448,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成27年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産	
繰越欠損金	15,373千円
繰延税金資産小計	15,373
評価性引当額	△15,373
繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	37.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
評価性引当額の増減額	△39.8
住民税均等割等	1.9
その他	2.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.9%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に国会で成立し、平成27年4月1日以降開始される事業年度から法人税率等が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の37.1%から35.4%に変更されております。

この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成28年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産	
繰越欠損金	36,357千円
関係会社株式評価損	3,481
繰延税金資産小計	39,838
評価性引当額	△39,838
繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.4%
(調整)	
評価性引当額の増減額	49.0
住民税均等割等	0.6
受取配当金の益金不算入	△84.2
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.6%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降開始される事業年度から法人税率等が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の35.4%から34.8%に変更されております。

この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、平成28年7月21日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社子会社である㈱エスキュービズム・テクノロジー、㈱エスキュービズム通商及び㈱エスキュービズム・ライフラボを消滅会社とする吸収合併を決議し、平成28年10月1日をもって吸収合併いたしました。

(1) 合併の目的

IoT事業に経営資源を集約するにあたり、当該各社で行っているIoT製品の企画開発を、当社グループとして推し進めることが企業価値の最大化につながり、また、企業ブランディングの観点からも望ましいと判断したためであります。

(2) 合併の日程

合併効力発生日 平成28年10月1日

(3) 合併の形式

当社を存続会社とする吸収合併方式により行いました。

(4) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

(新株予約権の発行)

当社は、平成28年11月24日開催の取締役会において、同日開催の臨時株主総会の決議に基づき、当社の従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成28年11月25日に付与いたしました。

1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 19,500株(新株予約権1個当たり1株)

なお、下記6に定める新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(又は併合)の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員 10名 19,500個

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えの金銭の払い込みは要しないこととする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成30年11月26日から平成33年11月25日までとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、950円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

6. 新株予約権の割当日

平成28年11月25日

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
		(株)Car From Japan	5,600	30,240
計		5,600	30,240	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高(千円)	当期増加額(千円)	当期減少額(千円)	当期末残高(千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額(千円)	当期償却額(千円)	差引当期末残高(千円)
有形固定資産							
建物	2,093	4,712	—	6,806	1,300	608	5,505
工具、器具及び備品	927	13,681	169	14,439	2,871	2,133	11,568
有形固定資産計	3,021	18,394	169	21,246	4,171	2,742	17,074
無形固定資産							
ソフトウェア	—	2,450	—	2,450	98	98	2,351
その他	461	—	—	461	198	51	262
無形固定資産計	461	2,450	—	2,911	298	150	2,613

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	電源、空調、防災等設備工事	4,712千円
工具、器具及び備品	PC、キャビネット及び机等	13,681千円
ソフトウェア	セキュリティシステム	2,450千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高(千円)	当期増加額(千円)	当期減少額(目的使用)(千円)	当期減少額(その他)(千円)	当期末残高(千円)
貸倒引当金	—	2,025	—	—	2,025

(注) 当期増加額は、短期貸付金2,000千円と未収利息25千円に係るものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1 無料(注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 http://s-cubism.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款にて定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年6月4日	投資事業組合オリックス11号 業務執行組合オリックス・キャピタル株式会社 代表取締役 鳥井 雅之	東京都港区浜松町2-4-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	電通デジタル投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社電通デジタル・ホールディングス 代表取締役 遠谷 信幸	東京都中央区築地1-13-1	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 5	7,000	175,000,000 (25,000) (注) 4	所有者の事情による
平成26年6月4日	投資事業組合オリックス11号 業務執行組合オリックス・キャピタル株式会社 代表取締役 鳥井 雅之	東京都港区浜松町2-4-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	MICイノベーション3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 モバイル・インターネットキャピタル株式会社 代表取締役 勝又 幹英	東京都港区赤坂1-11-28	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 5	1,100	27,500,000 (25,000) (注) 4	所有者の事情による
平成26年10月21日	BIGLOBEファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員 BIGLOBEキャピタル株式会社 代表取締役社長 久保 真	東京都品川区大崎1-11-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	MICイノベーション3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 モバイル・インターネットキャピタル株式会社 代表取締役 勝又 幹英	東京都港区赤坂1-11-28	特別利害関係者等(大株主上位10名)	2,700	102,600,000 (38,000) (注) 4	所有者の事情による
平成27年1月30日	株式会社ACCESS 代表取締役社長 室伏 伸哉	東京都千代田区猿樂町2-8-8	特別利害関係者等(大株主上位10名)	SGS株式会社 代表取締役 玉村 剛史 (注) 9	東京都豊島区池袋2-36-1	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 5	1,900	72,200,000 (38,000) (注) 4	所有者の事情による
平成27年7月23日	-	-	-	株式会社EPARK 代表取締役 玉村 剛史	東京都豊島区池袋2-36-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	1,000	25,000,000 (25,000) (注) 6	新株予約権付社債の権利行使
平成27年10月1日	樋口 芳雄	東京都中野区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社SUI 代表取締役 田部井 弘	東京都練馬区豊玉上2-15-9	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 5	800	30,400,000 (38,000) (注) 7	所有者の事情による
平成27年10月27日	樋口 芳雄	東京都中野区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	藪崎 敬祐	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	200	7,600,000 (38,000) (注) 7	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年10月27日	藪崎 敬祐	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	エスキュービズム従業員持株会 理事長 飯尾 公子	東京都港区芝公園2-4-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	110	4,180,000 (38,000) (注) 7	所有者の事情による
平成27年11月18日	神谷 浩之	東京都大田区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	藪崎 敬祐	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	1,000	38,000,000 (38,000) (注) 4	所有者の事情による
平成27年11月18日	藪崎 敬祐	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	株式会社アセットインベスター 代表取締役 東 憲	東京都中央区新川1-6-12	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 5	500	19,000,000 (38,000) (注) 4	所有者の事情による
平成27年11月20日	エスキュービズム役員持株会 理事長 瀧本 崇	東京都港区芝公園2-4-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	武下 真典	東京都中野区	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)	13	-	役員持株会解散に伴う所有株式引出
平成27年11月20日	エスキュービズム役員持株会 理事長 瀧本 崇	東京都港区芝公園2-4-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	真田 幹己	神奈川県川崎市宮前区	特別利害関係者等(当社の取締役)	10	-	役員持株会解散に伴う所有株式引出
平成27年11月20日	エスキュービズム役員持株会 理事長 瀧本 崇	東京都港区芝公園2-4-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	角田 好志	神奈川県横須賀市	特別利害関係者等(当社の監査役)	47	-	役員持株会解散に伴う所有株式引出
平成27年11月20日	エスキュービズム役員持株会 理事長 瀧本 崇	東京都港区芝公園2-4-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	加藤 一夫	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社の監査役)	13	-	役員持株会解散に伴う所有株式引出
平成27年11月20日	エスキュービズム役員持株会 理事長 瀧本 崇	東京都港区芝公園2-4-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	八木 英和	東京都大田区	特別利害関係者等(当社の監査役)	13	-	役員持株会解散に伴う所有株式引出
平成27年11月20日	エスキュービズム役員持株会 理事長 瀧本 崇	東京都港区芝公園2-4-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	瀧本 崇	埼玉県三郷市	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名) (注) 5	98	-	役員持株会解散に伴う所有株式引出
平成27年11月20日	エスキュービズム役員持株会 理事長 瀧本 崇	東京都港区芝公園2-4-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	鈴木 世一	埼玉県上尾市	当社の元取締役	14	-	役員持株会解散に伴う所有株式引出

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成26年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとしております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてされており。
また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 当該株式移動により特別利害関係者等に該当してあります。
6. 移動価格は、平成27年1月30日発行の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額であります。
7. 移動価格は、直近取引事例を参考にし、当事者間の協議により決定した価格であります。
8. 平成27年11月4日開催の取締役会決議に基づき、平成27年11月30日付で普通株式1株につき40株に株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。
9. SGS株式会社は、平成27年4月1日付で株式会社EPARKに商号変更しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(1)	新株予約権①	新株予約権付社債①	新株予約権②
発行年月日	平成27年3月27日	平成27年11月20日	平成27年1月30日	平成28年11月24日
種類	普通株式	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第1回無担保転換社 債型新株予約権付社 債	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	370株	普通株式 800株	普通株式 1,000株	普通株式 19,500株
発行価格	25,000円 (注) 3	1株につき38,000円 (注) 3	1株につき25,000円 (注) 3	1株につき950円 (注) 3
資本組入額	12,500円	19,000円	12,500円	475円
発行価額の総額	9,250,000円	30,400,000円	25,000,000円	18,525,000円
資本組入額の総額	4,625,000円	15,200,000円	12,500,000円	9,262,500円
発行方法	第三者割当	平成27年11月19日開 催の臨時株主総会及 び取締役会におい て、会社法第236 条、第238条及び第 239条の規定に基づ く新株予約権の付与 に関する決議を行っ ております。	平成27年1月29日開 催の臨時株主総会に おいて、会社法第 236条、第238条及び 第239条の規定に基 づく新株予約権付社 債の発行に関する決 議を行っております。	平成28年11月24日開 催の臨時株主総会及 び取締役会におい て、会社法第236 条、第238条及び第 239条の規定に基 づく新株予約権の付与 に関する決議を行っ ております。
保有期間等に関する確約	-	(注) 2	-	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式等の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成28年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 株式の発行価格及び新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

項目	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき38,000円	1株につき950円
行使期間	平成29年11月20日から 平成32年11月19日まで	平成30年11月26日から 平成33年11月25日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	当社取締役会の決議による承認を要する。

5. 新株予約権付社債については、その利率、当該新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

項目	新株予約権付社債①
利率	年利率3.0%
行使時の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
行使期間	平成27年1月30日から 平成27年7月31日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	行使の条件はなし。 譲渡による取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

6. 平成27年11月4日開催の取締役会決議に基づき、平成27年11月30日付で普通株式1株につき40株に株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の発行に係る上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

株式（1）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
エスキュービズム 従業員持株会 理事長 飯尾 公子	東京都港区芝公園2-4-1	従業員持株会	240	6,000,000 (25,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
エスキュービズム役員持株会 理事長 瀧本 崇	東京都港区芝公園2-4-1	役員持株会	130	3,250,000 (25,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. 平成27年11月4日開催の取締役会決議に基づき、平成27年11月30日付で普通株式1株につき40株に株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

2. エスキュービズム役員持株会は、平成27年11月20日付で解散いたしました。

新株予約権①（ストック・オプション）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
真田 幹己	神奈川県川崎市宮前区	会社役員	600	22,800,000 (38,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
小泉 貴志	東京都武蔵村山市	会社役員	200	7,600,000 (38,000)	特別利害関係者等 (当社の子会社の代表取締役)

(注) 平成27年11月4日開催の取締役会決議に基づき、平成27年11月30日付で普通株式1株につき40株に株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約付社債①（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
SGS株式会社 (注) 1 代表取締役 玉村剛史 (資本金9,000万円)	東京都豊島区池袋2-36-1	情報・通信業	1,000	25,000,000 (25,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. SGS株式会社は、平成27年4月1日付で株式会社EPARKに商号変更しております。

2. 平成27年11月4日開催の取締役会決議に基づき、平成27年11月30日付で普通株式1株につき40株に株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権②（ストック・オプション）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
濱本 尚志	神奈川県横浜市青葉区	会社員	5,000	4,750,000 (950)	当社の従業員
中島 数晃	東京都世田谷区	会社員	5,000	4,750,000 (950)	当社の従業員
木村 武	東京都江東区	会社員	2,500	2,375,000 (950)	当社の従業員

(注) 新株予約権の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）7名、割当株式の総数7,000株に関する記載は省略しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
藪崎 敬祐(注) 1、2	東京都港区	1,299,600	60.78
電通デジタル投資事業有限責任組合(注) 1	東京都中央区築地1-13-1	280,000	13.09
MICイノベーション3号投資事業有限責任組合(注) 1	東京都港区赤坂1-11-28	152,000	7.11
株式会社EPARK(注) 1	東京都豊島区池袋2-36-1	116,000	5.42
神谷 浩之(注) 1	東京都大田区	60,000	2.81
武下 真典(注) 1、3	東京都中野区	56,520 (40,000)	2.64 (1.87)
真田 幹己(注) 3	神奈川県川崎市宮前区	40,400 (40,000)	1.89 (1.87)
エスキュービズム従業員持株会(注) 1	東京都港区芝公園2-4-1	38,880	1.82
株式会社SUI(注) 1	東京都練馬区豊玉上2-15-9	32,000	1.50
株式会社アセットインベスター(注) 1	東京都中央区新川1-6-12	20,000	0.94
鈴木 世一	埼玉県上尾市	8,560 (8,000)	0.40 (0.37)
小泉 貴志(注) 4	東京都武蔵村山市	8,000 (8,000)	0.37 (0.37)
濱本 尚志(注) 5	神奈川県横浜市青葉区	5,000 (5,000)	0.23 (0.23)
中島 数晃(注) 5	東京都世田谷区	5,000 (5,000)	0.23 (0.23)
瀧本 崇(注) 1	埼玉県三郷市	3,920	0.18
木村 武(注) 5	東京都江東区	2,500 (2,500)	0.12 (0.12)
角田 好志(注) 3	神奈川県横須賀市	1,880	0.09
加藤 一夫	東京都目黒区	520	0.02
八木 英和	東京都大田区	520	0.02
その他7名	—	7,000 (7,000)	0.33 (0.33)
計	—	2,138,300 (115,500)	100.00 (5.40)

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)

3. 特別利害関係者等(当社の取締役)

4. 特別利害関係者等(当社の子会社の代表取締役)

5. 当社の従業員

6. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年2月8日

株式会社 エスキュービズム

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向井 誠

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスキュービズム（旧会社名 株式会社エスキュービズム・ホールディングス）の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスキュービズム（旧会社名 株式会社エスキュービズム・ホールディングス）及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年2月8日

株式会社 エスキュービズム

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向井 誠

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスキュービズム（旧会社名 株式会社エスキュービズム・ホールディングス）の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスキュービズム（旧会社名 株式会社エスキュービズム・ホールディングス）及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月8日

株式会社 エスキュービズム

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 向井 誠
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスキュービズム（旧会社名 株式会社エスキュービズム・ホールディングス）の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エスキュービズム（旧会社名 株式会社エスキュービズム・ホールディングス）及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年2月8日

株式会社 エスキュービズム

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 向井 誠
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスキュービズム（旧会社名 株式会社エスキュービズム・ホールディングス）の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスキュービズム（旧会社名 株式会社エスキュービズム・ホールディングス）の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年2月8日

株式会社 エスキュービズム

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向井 誠

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスキュービズム（旧会社名 株式会社エスキュービズム・ホールディングス）の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスキュービズム（旧会社名 株式会社エスキュービズム・ホールディングス）の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

